

平成 2 1 年 3 月 4 日

平成 2 1 年第 1 回 岬町議会定例会

第 1 日 会議録

平成21年第1回(3月)岬町議会定例会第1日会議録

平成21年3月4日(水)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	7番 奥 野 学	8番 谷 本 貢
9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹	11番 辻 下 文 信
12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯	14番 小 川 日出夫
15番 竹 内 邦 博		

欠席議員 6番 出 口 實

傍 聴 5名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 理 事 兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀
総 務 部 危 機 管 理 課 長 亀 崎 義 夫	企 画 部 企 画 人 事 課 長 保 井 太 郎
企 画 部 人 権 推 進 課 長 谷 下 泰 久	住 民 部 保 険 年 金 課 長 古 橋 重 和

事業部
地域振興課長 家 永 淳

事業部第二阪和等
プロジェクト推進課長 西 啓 介

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長代理
兼 議会係長 竹 下 雅 樹

会 期

平成21年3月4日から25日(22日間)

会議録署名議員

7番 奥 野 学 9番 反 保 多喜男

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	諸般の報告
日程4	平成21年度町政運営方針
日程5	会派代表質問
日程6	一般質問

(午前10時00分 開会)

谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第1回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は13名です。

欠席者数は1名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名します。

7番奥野 学君、9番反保多喜男君、以上の2名の方をお願いします。

谷本 貢議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間としたいと思えます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間と決定いたしました。

谷本 貢議長 日程3、「諸般の報告」を行います。

昨日、3月3日、大阪府町村議長会定期総会におきまして、大阪府町村永年在職議会議員表彰を受けられました、和田勝弘君の伝達式を行います。

和田勝弘君、演台前にお越しください。

表彰状

岬町議会 和田勝弘殿

あなたは30年以上にわたり町村議会議員として地方議事の進行、発展に貢献されたその功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

平成21年3月3日

大阪府町村議長会会長 藤原敏司

おめでとうございます。(拍手)

引き続きまして、町長から感謝状の贈呈があります。

和田勝弘君、町長は演台前にお越しく下さい。

石田町長

感謝状

和田勝弘様

あなたは岬町議会議員として多年にわたり岬町自治の振興と発展に寄与され、地域住民のためにご尽力された功績はまことに顕著であります。

よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成21年3月4日

大阪府泉南郡岬町長 石田正弘

本当にありがとうございます。(拍手)

谷本 貢議長 ただいま表彰状並びに感謝状の贈呈が終わりましたが、和田勝弘君から謝辞を述べたいとのことですので、これを許可します。

和田勝弘君。

和田勝弘議員 貴重な時間をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび大阪府町村議長会から表彰をいただき、また町長からも感謝状をいただき、まことに恐縮するとともに大変光栄に思う次第であります。これもひとえに私がきょうまで30年余りの間、岬町議会議員としての席を与えていただきました住民の皆様、同僚議員の皆様、理事者、職員の皆様のご支援、ご指導、ご鞭撻のたまものと心から感謝を申し上げます。

きょうまでの議員活動を思うとき、さまざまな印象深い出来事がございましたが、皆様と力を合わせながら危機的な状況を克服してまいりました。

今後とも町の活性化、発展のためにもとより微力な私ではありますが、より一層の努力をしてまいりますので、皆様の変わらぬご支援、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

谷本 貢議長 和田勝弘君におかれましては、多年にわたり本当にご苦労さまでした。今後ともよろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

谷本 貢議長 それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。

町長、石田正弘君。

石田町長 おはようございます。平成21年第1回岬町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

一步一步、着実に春の気配が近づいてくるそんな感じがございますが、春の来ない冬はない、まさにそのとおりであります。岬町の財政状況もこうあってほしいものだと痛感するところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分の承認を求める件（平成20年度岬町一般会計補正予算（第4次））、平成20年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件ほか、補正予算4件、平成21年度岬町一般会計予算の件ほか当初予算14件、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件、新たに生じた土地の確認の件、町の区域の変更の件、工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区多目的公園整備工事（その1））、岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件ほか条例を制定する件2件、岬町事務分掌条例の一部を改正する件ほか条例の一部改正11件、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、以上でございます。

どうぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

谷本 貢議長 町長のあいさつが終わりました。

谷本 貢議長 日程4、「平成21年度町政運営方針」について、町長から説明を求めます。

町長、石田正弘君。

石田町長 議長のお許しを得ましたので、平成21年度岬町の町政運営方針を述べさせていただきます。

きます。

皆様ご承知のとおり、20年夏のアメリカのサブプライムローン問題と、それに端を発した金融資本市場の混乱やアメリカ経済の減速は、世界経済にも極めて深刻な影響を及ぼしております。

我が国におきましても輸出の大幅な減少や、設備投資の激減、人員削減という形で既に日本経済に大きな影響を及ぼし、景気は急速に悪化しています。また、我が国の総人口は16年の1億2,780万人をピークに減少局面に入り、今後本格的な人口減少社会を迎えます。

加えて高齢化に伴う地域の活力低下や高齢者単独世帯の増加、労働力人口減少下における財源や人材、サービスの供給体制の確保、さらにはこれらを支えていく国や地方公共団体の財政状況の悪化など、多方面にわたる課題が山積しております。

これらの状況を反映をして、国において20年12月に発表しました地方財政の総額を確保する措置としての地方財政対策におきましては、21年度は地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中、経費全般についての徹底した節減合理化に努めましたが、公債費が依然高水準であることや、社会保障費関係経費の自然増などにより10兆4,664億円の財源不足が生じ、8年度以来14年連続して地方交付税法第6条の3第2項に規定する財源不足が生じることとなりました。

この財源不足につきましては、財源対策債の増発などを除いた残りについて地方と国が折半して負担することとなり、地方においては臨時財政対策債5兆1,486億円を発行することにより、補てんすることとなっております。

こうした中、地方分権の流れも加速しつつあり、今後の国と地方のありようについての議論も注視していかなければなりません。このように社会経済情勢の急激な変化に対応しつつ、行政を取り巻く厳しい環境を乗り越えていかなければならないという大きな試練が、地方公共団体に重くのしかかっている状況でございます。

また21年度からは、地方自治体の財政の健全化に関する法律の4指標に基づく計画策定の義務づけなどが本格施行されることとなります。

本町では20年度決算におきましても、19年度同様4指標ともに基準をクリアする見込みであるものの、21年度当初予算における財政構造を示す指標である経常収支比率は98.6%で、対前年度当初予算額で0.2ポイント悪化する見込みとなっており、経済情勢は依然として不透明であります。

こうした中21世紀の長期的なまちづくりを見通しつつ、12年に策定をいたしました本町の第3次総合計画の目標年次であります22年まで残すところあと2年となりました。

今後21年度から本格的な作業を開始し、22年度中には第4次総合計画を策定して、本町の将来構想とその実現に向けた具体的な取り組みを明確にしていく必要があることから、21年度はまさに岬町の将来に向けて新たなスタートとなる重要な年度になると考えております。

私といたしまして、財政再生団体への転落を回避すべく、さらなる行財政改革を積極的に取り組んでまいりますとともに、町の将来の発展に向けた道筋を示してまいり所存でございますので、議会の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成21年度当初予算案につきましてご説明申し上げます。

初めに歳入面についてですが、町税は景気の後退や土地下落等の影響により、1億円近くの減収、譲与税、交付金におきましても国・府の税収減が反映され、減額となっております。地方交付税につきましては、交付税算入起債や都市公園の面積の変更などにより、交付税需要額が減少し減額となっているものの、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は国の施策を反映し、増収の見込みであります。しかしながら全体としては大変厳しい状況となっております。

一方、歳出面におきましては、行財政改革の取り組みとしての退職者不補充により人件費は減少したものの、公債費は20年度と同様高い水準にあります。扶助費につきましては、大阪府医療費助成制度分の対象者の減少などを反映し減少傾向にあるものの、進行する高齢化の影響により、国民健康保険への繰出しや後期高齢者医療に伴う負担金が増加し、社会保障関係経費が増大いたしました。加えて20年度に続き実施しますリサイクル施設整備事業や、19区集会所の整備事業の実施により引き続き多額の財源不足が生じる事態となりました。この財源不足を補うため、財政調整基金を取り崩して、必要な財源を確保するという非常に厳しい予算案編成となりました。

こうして編成いたしました21年度当初予算案は、一般会計は62億8,200万円、対前年度比0.6%の減、老人保健特別会計と後期高齢者医療特別会計の影響により、特別会計は54億681万円、対前年度比4.9%の減、公営企業会計は10億6,175万8,000円、対前年度比15.8%の減となりました。

一般会計につきましては、21年度は地方債の借換に伴います借換債を、歳入歳出それぞれに3億3,975万円を計上いたしておりますので、借換債を除いた実質的な予算額は59億4,225万円となっており、それに対する対前年度比は5.5%の減となっております。

それでは、歳出における主な施策の概要につきまして、「第3次岬町総合計画」の五つの施策体系に従いまして順次ご説明申し上げます。

総合計画における一つ目の柱となります「自然のもとで、安心して暮らせるまち」といたしま

して、健康・福祉の分野についてであります。

初めに、医療制度についてご説明申し上げます。

超高齢社会を迎え、新たな高齢者医療保険体系の実現を目指す後期高齢者医療制度が20年4月にスタートしました。しかしながら、制度発足から3カ月もたたない中で見直しが行われるなど、この医療制度の定着には、いましばらくの時間が必要な状況にあると考えております。

こうした中において、今後も被保険者などの要請を受けて制度改正などが想定されますが、本町ではこの見直しに対して、的確に対応するとともに再度制度内容の周知を徹底するなど、住民の皆様には不安や混乱が生じないように、円滑な制度運営に努めてまいります。

また国民健康保険事業につきましては、医療費の伸び率を極力抑えることが保険制度の安定的な運営に重要であると考えております。これに対応するための主要施策となる生活習慣病に着目した特定検診、特定保健指導の受診率などの向上を目指すとともに、20年から充実させました人間ドック助成制度の活用や訪問指導事業、若年者健診事業などの保健事業を引き続き実施することによりまして、被保険者が積極的に健康づくりに参画することができ、自分の健康は自分で守り続けるとの健康への意識を高める方針のもとに国民健康保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

続いて「高齢福祉・介護保険施策」についてです。

まず「生きがい」と「自立」をキーワードにした21年度から23年度までの第4期岬町高齢者保険福祉計画を3月末までに策定し、高齢者の介護予防事業を積極的に実施し、地域に密着した介護予防出前講座により、口腔ケア、食生活これはイコール栄養改善でございますが、それと運動機能向上の3つの課題での、健康でいきいきと暮らせる生活環境づくりを推進するとともに、地域の要介護者への支援などを充実してまいります。

また介護保険事業につきましては、要介護状態の悪化防止を推進するとともに、新たに介護給付適正化システムを導入し、給付の適正化事業を強化してまいります。

介護保険料につきましては、基金積立金8,000万円を充当して、現行の5,529円から21年度から23年度までの第4期では、4,785円に引き下げを行ってまいります。さらに地域包括支援センターを地域に根差した「何か困ったことがあったら頼れる、相談できるセンター」として一層確立してまいります。

次は「障害者施策」についてですが、18年度に策定いたしました岬町第2次障害者基本計画と生活支援サービス見込み量を見直しました21年度から23年度までの第2期障害福祉計画に基づきまして、障害者の地域での自立と社会参加を地域住民が支え合う仕組みづくりに取り組ん

でまいります。

また、21年度より新たに在宅で人工呼吸器が必要な重度身体障害者の方が、自家発電機などを取得される際に助成を行う事業を2カ年事業として実施いたします。

次に「地域福祉施策」についてです。19年度、20年度の2カ年にわたり、岬町と岬町社会福祉協議会が協働で策定してまいりました「地域福祉計画・地域福祉活動計画」がこの3月末に完成いたします。策定の過程では850人のアンケート、子ども懇談会への参加者50人を含む延べ230人の懇談会参加者、2回の地域福祉セミナーを開催するなど、住民の皆様の声を計画づくりに反映してまいりました。私も地域懇談会にはできる限り参加をさせていただき、じかに参加者のご意見を聞かせていただきました。

特に注目したいのは子どもたちの取り組みでした。子どもたちは町内の探検とワークショップを終えた直後に高齢者施設への訪問活動を実行に移したのです。町内の探検から、自分たちが求められているところへすぐ活動していくという子どもたちの素直な表現に地域福祉の理念がそこに息づいていると実感しております。

今後この計画で示される「地域愛でみさきを元気に」を基本理念とした「ふれあい」「支え合い」「つながり」「共に育つ」などを基本視点に、人と人のネットワークで支援を必要とする人々を地域全体で支える仕組みづくりに取り組んでまいります。

また大阪府の保健福祉関係の補助金制度が交付金制度に改められますが、この交付金を活用し、コミュニティソーシャルワーカーの配置と社会福祉協議会、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動を引き続き実施してまいります。

健康ふれあいセンターの管理運営につきましては、オープンから13年目を迎え、設備の更新時期に来ているなどの課題はありますが、引き続き民間のノウハウを活かしたサービスの向上に努め、運営経費の削減と魅力ある施設運営に取り組んでまいります。

続いて、「保健・住民の健康づくり施策」についてです。

まず妊婦健診につきましては、20年度に1回から3回に健診費用助成を拡大したところですが、21年度はさらに府交付金と国補助金を活用して、1人当たりの助成額を約1万5,000円から約3万5,000円に増額いたします。

また20年4月から泉州広域母子医療センター運営事業として、市立泉佐野病院に産科を集約化し、24時間体制のハイリスク分娩にも対応する地域周産期医療体制の整備がなされたところですが、このセンター運営事業に対し関係市町とともに支える視点から応分の負担を担い、地域の産婦人科体制の維持に努めてまいります。

さらに孤立しがちな育児家庭をサポートするための「こんにちは赤ちゃん事業」を100%訪問として行い、「ほのぼのクラブ」を地域で開催するなど保健師による出前育児相談にも対応してまいります。

成人の健康づくりといたしましては、特定健診・特定保健指導として個別対応による生活習慣改善指導とともに、介護予防プログラムを「元気はつらつ教室」の場を活用して提供してまいります。また肝疾患対策では大阪市立大学をはじめ、専門医療機関の協力を得て最新医療情報の提供を行い、健康管理法の定着を目指して積極的に事業の推進を図ってまいります。

次に「子育て支援施策」についてであります。

保育事業では20年11月に方針を表明したとおり、多奈川保育所を休所し、深日保育所との統合保育を4月から実施してまいります。1月に説明会と深日保育所見学会を実施し、1月からは多奈川と深日保育所の交流保育事業を始めております。保護者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、送迎車の運行などによりスムーズに移行できるよう努めてまいります。

子育て支援センターは3年目を迎え、子育てを担う保護者の交流の場として定着してまいりました。土曜日には若いお父さんの来所もふえてきており、また子育てグループの自主的な活動も活発化し、センター職員との連携のもと、さまざまな講座を開催してまいりました。

21年度は支援センターの職員体制を強化し、子育てや児童の発達に関する相談に対し、個別具体的なアドバイスや情報提供に努めることとし、望海坂への出前講座も月1回に定例化いたします。

また21年度は岬町次世代育成支援行動計画前期5カ年計画の最終年度になりますことから、これまでの成果を総点検し、各方面からのご意見やアンケートをもとに後期5カ年計画の策定に取り組んでまいります。

総合計画における二つ目の柱となります「自然にふれあい、心豊かに暮らせるまち」といたしまして、人権・教育・文化の分野についてであります。

初めに「人権施策」についてです。

個人情報保護の観点から、戸籍法や住民基本台帳法が19年に改正され、20年5月から施行されましたが、本町では戸籍謄本や住民票などの被交付請求者に対する本人通知制度を21年度中に導入することとしております。

この本人通知制度は、通知を希望する事前登録者に対して戸籍謄本などの交付請求の事実を知らせることにより、当該請求が不正であった場合、その早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の究明が可能となります。

また、この制度の導入により、不正請求の発覚の可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待できると考えております。本町ではこうした本人通知制度を導入することによりまして、より一層、本町が保有する個人情報保護対策を強固にしております。

次に、「男女共同参画施策」についてですが、本町では岬町男女共同参画プランに基づく事業を実施しておりますが、14年度に住民ボランティアによるパートナースタッフ制度を設け、主体的に「みさきウィッシュ講座」の企画・運営に参画いただいております。

特に最近の経済不況の中では、女性の就労環境は厳しくなっております。働き方が多様化している現状を踏まえ、自分の才能や知識、特技を活かして起業という自分らしい働き方を見つけられるような、一歩踏み出すための実践に役立つ講座を引き続き住民と行政の協働で開催してまいります。

次に「教育施策」についてですが、幼児教育の分野では2年間取り組んでまいりました国の幼児教育改善・充実調査研究事業は終了いたしました。この間に培ったノウハウを活かして、3歳児保育を初めとする幼児教育の充実に努めてまいります。また、私立幼稚園への補助についても継続してまいります。

学校教育の分野におきましては、安心して学べる教育環境づくりが重要であるとともに、学校施設は災害時には地域の人々の避難場所としての役割を果たすことから、防災機能の強化に優先して取り組むこととし、21年度は多奈川小学校体育館の耐震実施設計に着手するとともに、各小学校の普通教室棟の耐震2次診断の結果を踏まえ、耐震化を推進してまいります。

また、小学校における児童の学力向上のため、大阪府学力向上推進校支援事業といたしまして、大阪府が府内で指定いたします50校のモデル校に本町の3小学校が選ばれており、引き続き積極的に児童の学力向上に努めてまいります。

加えて、大阪府の中学生人権作文コンテストで、岬中学校の生徒が大阪法務局長賞とNHK大阪放送局長賞を受賞いたしました。小学校から中学校へと継続する人権教育の取り組みを支援するとともに、地域教育協議会に参画し、岬町PTA連絡協議会とも連携しながら地域教育の充実を図ってまいります。特に学校支援地域本部として、地域に学校の応援団を結成し、学校を支援するコーディネーターのもと、地域や大学生の皆さんの活動をより一層活性化し、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を整えてまいります。

また1月21日に公表されました全国体力・運動能力、運動習慣などの調査結果におきましては、大阪府は小学校、中学校ともに全種目全国平均を下回っておりますが、本町の子どもたちは種目や項目で差はありますが、おおむね全国平均程度か平均より上回っていると聞いております。

今後も豊かな自然の中で、体験的な学習や活動を多く取り入れながら、健康で活動的な児童・生徒の育成を目指してまいります。

次に子どもの安全施策につきましては、子どもたちが安全に安心して地域や学校で過ごせる安心・安全なまちづくりを目指して、府費負担のスクールガードリーダーを1名から2名に増員するとともに、スクールガードリーダーをサポートする人材も確保し、小学校区ごとの見守り体制を強化いたします。

また学校安全交付金を活用し、緊急事態に対応できる校内インターホンの設置など、恒常的な安全対策を講じてまいります。さらに、これまでも住民の皆様にご協力いただいている「子ども110番」の活動や、「子ども安全デー」の活動、「岬町学校安全ボランティア」の協力による見守り活動にも積極的に取り組んでまいります。

次に、総合計画における三つ目の柱となります「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」といたしまして、産業・観光の分野についてであります。

初めに、多奈川地区多目的公園の企業誘致につきましては、19年1月に進出候補事業者を選定し、協議・調整を進めてまいりましたが、昨今の社会・経済状況の変化の中で進出に至らず、2事業者の進出候補事業者としての資格の見直しを行いました。世界規模の景気の悪化に伴い、企業の投資意欲は急速に冷え込んでおり、企業誘致にとって非常に厳しい環境にありますが、大阪府とともに今後の方針を検討いたしまして、誘致活動に取り組んでまいります。

次に、関西国際空港二期事業に伴う土砂採取事業に関連した事業といたしまして、小島地区で整備を進めてまいりました海釣り公園につきましては、21年3月に道の駅がオープンし、「とっとパーク小島」としてグランドオープンいたします。

海釣り公園には、これまで計画当初の2倍を超える来園者があり、活況を呈していますことは大変うれしいことでございます。

今後も「とっとパーク小島」が、本町の活性化につながる観光拠点となるよう、指定管理者とともに運営してまいります。

さらに既存産業の振興につきましては、昨今の経済情勢の悪化に伴い、地域商工業へのさらなる影響が予想されるところですが、地域事業者の核となる商工会への支援を継続するとともに、商工会はもとより関係団体などとの連携・協力体制をさらに強化し、産業振興の分野での地域活性化に努めてまいります。

また、農業振興と農地防災の観点から実施しております、深日地区の南條下池改修事業につきましては、19年度から5カ年計画で進めており、21年度も引き続き改修工事に取り組んでま

ります。

次に有害鳥獣対策につきましては、農業委員会、実行組合、猟友会を中心に設立されました有害鳥獣対策協議会により、イノシシやアライグマを駆除していただき成果が上がっておりますが、被害はまだ続いている状況であり、21年度も引き続き有害鳥獣の駆除を実施することにより、農作物被害の軽減に努めてまいります。

次に漁業振興施策についてですが、21年度も引き続き、漁港漁場整備長期計画に基づき、深日及び小島漁港において漁港整備事業を進めてまいります。

次に、総合計画における四つ目の柱となります「自然を守り、安全で快適に暮らせるまち」といたしまして、生活・自然の分野についてであります。

今日、環境問題は人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっております。昨年の洞爺湖サミットにおきましても、我が国が率先して国際社会と連携しながら、持続可能な循環型社会を目指す必要性が再認識されたところであります。

こうした中、本町におきましても、ごみの排出抑制やリサイクルを推進することにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目標といたしました一般廃棄物処理基本計画を21年3月末に策定いたします。

この計画に基づき、家庭から排出される空き缶・空き瓶・ペットボトルの分別収集に加え、21年度中に新たにプラスチック類を資源ごみとして分別収集し、分別収集されたプラスチック類などの選別、圧縮・こん包作業を主に行うリサイクル施設の整備を行うこととしております。

このプラスチック類の分別収集及びリサイクル施設の整備により、本町のごみ排出量に占める資源ごみの割合を示すリサイクル率が一段と改善し、循環型社会の形成に寄与してまいります。

次に防災関係についての取り組みですが、20年度におきましては職員の危機管理意識の向上と災害時の役場における危機管理体制の確立に資するよう、職員向け携帯マニュアルの作成や、職員参集訓練を実施いたしました。

また住民の皆様への情報発信力の強化と防災情報の共有化を推進するため、大阪府とともに取り組んでまいりました防災情報充実強化事業により、役場屋上に高所カメラを設置するなど、防災力の強化に努めてまいりました。

さらに、災害から住民の皆様生命・財産を保護するため、常備消防組合の消防力の強化に努めるとともに、消防団の消防力の強化の観点から消防ポンプ車の整備を図ってまいりましたが、21年度はこうした防災力、消防力の強化に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。

また、20年11月28日に国の新型インフルエンザ対策ガイドラインが示され、新型インフ

ルエンザが発生した場合、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないことから、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが想定されております。このため、国のみならず、地方自治体、企業、関係機関などにおいて総合的に対策を講ずることが重要となってまいります。

本町におきましても、新型インフルエンザ対策行動計画の策定に向け、21年1月に各部のメンバーで構成するワーキンググループを設置いたしまして、計画策定に向けた検討を始めており、今後21年度内には計画を策定できるよう取り組んでまいります。

次に、総合計画における五つ目の柱となります「自然と共生し、便利に暮らせるまち」といたしまして、都市基盤の分野についてであります。

初めに「道路施策」についてですが、岬町の魅力をアクセス面から高めるとともに、住民の皆様の交通利便性を高める第二阪和国道につきましては、23年3月の（仮称）淡輪ランプまでの供用開始に向けて着実に事業が進められており、（仮称）淡輪ランプ以南の和歌山市までの区間につきましても、20年度に予備設計や関係者への事業説明が行われ、引き続き20年度中に用地幅杭設置や21年度には用地測量が行われる予定となっております。

今後も第二阪和国道の早期の全線供用に向け、地権者や沿道住民の皆様のご理解を得ながら、関係機関とともに事業の推進に努めてまいります。

町道の整備につきましては、安全かつ円滑な通行を確保するため、引き続き適切な維持補修に努めてまいります。

次に水道事業につきましては、引き続き老朽管更新事業及び下水道関連事業を実施するとともに、水質管理及び各施設の維持管理を適正に行うことにより、安全な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、経営面では19年度におきまして料金の改定を実施いたしましたが、人口の減少や節水型家電の普及、企業規模の縮小、さらには未収金の増加などにより、厳しい経営状況となっております。そのため、20年11月に「水道お客さまセンター」、愛称「水すいセンター」を設置し、上下水道料金徴収などの業務委託を行い、民間のノウハウを活かしたサービスの向上に努めますとともに、積極的な未収金の整理を行い、納付者との不公平感を払拭し、財源の確保を図ってまいります。

下水道事業につきましては、21年3月末において人口普及率68%を達成する見込みでございますが、下水道整備には多額の財源が必要なため、一般会計の財政状況を勘案しながら計画的に事業を推進し、住民の皆様のご生活環境の改善、河川及び海域の水質保全に努めてまいります。

また15年度より着手いたしました小島地区漁業集落排水事業は、20年11月より一部供用を開始しており、21年3月末には整備が完成いたします。

今後は整備した排水処理施設への接続を促進し、地域の活性化並びに環境保全による地場産業の育成を図ってまいります。

続きまして、「住宅・住環境施策」についてです。

住民の皆様には安全で安心できる住環境を提供するため、岬町耐震改修促進計画に基づき、町内の建築物の耐震化を促進するために、民間住宅の耐震診断及び民間木造住宅の耐震改修補助事業を引き続き実施してまいります。

また町営住宅につきましても、住宅に困窮している方に対し、健康で文化的な生活を確保するため、適正に維持管理を行ってまいります。

さらに、大阪府の受託事業として整備を進めています多奈川地区多目的公園につきましても、大阪府の厳しい財政状況の中で着実に整備が進められており、19年度の多目的広場のグラウンド整備に続き、20年度には野球広場が完成します。20年度からグラウンドの暫定利用を始めており、町内のスポーツ団体に利用いただくとともに、利用団体と維持管理組織を立ち上げ、広場の管理を実施しています。また多目的公園内のビオトープでは、住民の方々とともに植樹や維持活動を行うなど、多目的公園の基本コンセプトである住民の方々との協働による取り組みを行っております。21年度も基盤整備を進めるとともに、住民の皆様と一緒に公園づくりに取り組んでまいります。

以上が、平成21年度当初予算案における歳出の主要施策の説明でございます。

次に21年度の組織体制の見直しにつきまして、説明させていただきます。

冒頭申し上げましたように、21年度は「第4次総合計画」の策定に向けた取り組みを強化させる重要な年度になりますことから、私といたしましては将来の輝く岬町を築くために、一層の組織体制の強化を図ってまいります。

具体的にはまず、総合計画の策定や重要プロジェクトの推進にあたる町長直轄組織として、活力創造課を設置いたします。

この活力創造課には、各部が所管する各種計画との整合・連携を図るよう、全庁的な調整機能を持たせます。あわせて、これまで事業部において取り組みを進めてまいりました企業誘致や、第二阪和国道の整備推進などのプロジェクトもこの課が担うこととします。

さらに企画部門の強化にも取り組みます。

20年4月1日に施行されました改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育

行政における地方分権の推進として、地域づくりの観点から地域の実情や住民のニーズに応じて、文化などに関する事務を首長が管理・執行することができるようになりました。

これを受けて、教育委員会から文化センター及び青少年センターの機能を企画部に移管し、事業の再構築を図るものです。

現在、人権推進の事業として、みさきウィッシュ講座などを文化センターを拠点にして開催してきたことから、両者の連携によって効率的な人権推進事業の実施を図ってまいります。

青少年センターは、基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の教養を高め、その健全な育成のため、各種講座、講習会などの開催をするもので、これまで主に小学生を対象にした体験学習を中心とした取り組みを行ってまいりましたが、大阪府の維新プログラムにより青少年活動補助金が廃止となったことから、今後の事業のあり方を企画部で研究し、再構築を図るものでございます。研究する事例につきましては、若年層の社会人へのニート対策などの青少年の育成に資する事業でございます。

また「住民のための住民によるまちづくり」をスローガンで終えんさせることなく、着実に推進してまいりたいと考えております。

その一つとして、20年6月に「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」がスタートいたしました。この制度は、住民・事業者・行政の協働によるまちづくりを推進するための制度で、1月末現在で31団体の企業や住民活動グループ等にサポーター登録をいただき、番川のクリーンアップ作戦をはじめとする12事業を「岬“ゆめ・みらい”サポート事業」として提案いただきました。

今後も住民の皆様の「まち」への熱い思いを結集し、実現していくためにも、サポート制度のPRに努めるとともに、9月議会で議決を賜り設置いたしました「岬ゆめ・みらい基金」の財源を活用し、ゆめ・みらいサポート事業と連動した助成制度を創設するなど、より一層の制度充実を図ってまいりたいと考えております。

加えて、この1月に大阪府からNPO法人に関する所轄庁の事務について、府内の自治体で初めて権限移譲を受けました。これによりNPOの認証手続きが岬町役場で行えるようになりました。このように住民活動やNPO活動を側面からサポートすることで、「住民が輝き主役となる」活動しやすい環境を築いてまいります。

町長に就任いたしましてはや3年5カ月が過ぎ、残すところ任期も7カ月となりました。就任以来、これまで積み残されてきた課題の整理に追われてきた感はございますが、その中でも長年の懸案となっておりました第二阪和国道の延伸、宅地造成事業や淡輪保育所の重油漏れ事故に関

する処理などにも、一応のめどをつけることができました。これもひとえに職員の不断の努力と、議会並びに住民の皆様のご理解とご協力のたまものと感謝いたしております。

今後も、当面は厳しい財政運営の中で町のかじ取りを担うこととなりますが、町有財産の有効活用や、施設などを活用した広告事業の実施など、新たな歳入確保の取り組みに努めますとともに、町の明るい将来の礎となれるよう、全力を投入してまいりますので、議員並びに住民の皆様におかれましては、一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げ、私の町政運営方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

谷本 貢議長 町長のあいさつが終わりました。

谷本 貢議長 日程5、「会派代表質問」を行います。

質問を許可します。公明党、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、公明党会派を代表して質問させていただきます。

質問の仕方なんですけれども、今回からは一問一答方式ができるということで、非常にスムーズにいけるかとまどっているところなんですけれども、私は一問一答方式ということを通告しておりまして、四つの項目に質問事項を分けているんですけれども、一つ一つのくくりでやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最初に健康・福祉の分野についてですが、人間ドックの検査メニューの拡充について質問させていただきます。

昨年より、岬町国民健康保険加入者対象の人間ドック助成制度が4万円となり、検診が受けやすくなっているのですが、婦人科検診である子宮頸がん検診、また乳がん検診が検査メニューに入っていないため、オプションで申し込まなければなりません。特に婦人科検診については、女性のがんを予防するということで子宮がん検診、乳がん検診の推進及び検診率向上が叫ばれております。現実には一般検診で低価格で受診できますが、人間ドックで一遍に済ませれば非常に助かるとの声もあります。また検診率も向上すると思っておりますので、できれば女性の婦人科検診また男性は前立腺検査と、検査メニューを追加してほしいのですが、それができないものでしょうか。当町の見解をお尋ねします。

次に妊婦健診公費負担の拡充についてですが、私は平成19年12月議会における一般質問で

妊婦を対象とした健康診断は通常14回程度が必要とされているが、医療保険が適応されていないため、妊婦が経済的理由で健康診断を受けないケースが少なからずあるとして、国は地方交付税をふやし公費負担を奨励しているが、岬町はどう取り組むのかと質問しました。そして20年度より公費負担が3回分まで拡充されております。また昨年12月議会における一般質問で厚労省の調査では、妊婦健診の助成回数は全国平均で5.5回となっているが、当町の取り組みについてただしたところ、現行の公費負担回数を全国平均に近づけることを目標に制度の充実を図りますとの答弁をいただいております。

今回、国においては第2次補正予算で妊婦健診無料化を全国平均5.5回を14回分まで無料化と施策を打ち出しておりますが、当町はこれに対してどう取り組むのか当町の見解をお尋ねいたします。

次に、一時保育の早期実施についてですが、私は昨年の12月議会における一般質問で、岬町次世代育成支援行動計画の一時保育事業について、専業主婦家庭等の育児疲れの解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴い、保育所において一時的な保育を行う取り組みの方向としては計画期間内において、一保育所での実施に向け検討しますと明記されている。また実施を待ち焦がれる声もあるが、一時保育の実施についてはどう考えているのかと質問しました。この質問に対し、平成21年度の施行に向けて準備を進めますとの答弁をいただきました。その後特に、ことし年が明けてから私の方に一時保育はいつから始まるのですかと待ち焦がれる問い合わせがあります。具体的な計画及び進捗状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

次に、子育てサポートの連携、強化についてですが、子育て支援の一環として乳児については「こんにちは赤ちゃん事業」、また子育て支援センターによる出前講座などがなされておりますが、今後への課題などさまざまな問題点などは出てきていないでしょうか。また就学前の子育て相談事業として、保健所、保育所、幼稚園がネットワーク化することでさらなる連携強化が図れると思います。特に乳幼児の子どもの成長は早いので、速やかに連携を取り対処するということも大事と思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

この健康・福祉の質問に対しては、ここでご答弁をお願いしたいと思います。

谷本 貢議長 ただいまの代表質問に対し、理事者の答弁を求めます。

白井住民部長。

白井住民部長 それでは、私の方から人間ドックメニューの充実の件につきまして回答させていただきます。

国民健康保険が実施しております人間ドック補助制度は、疾病の早期発見や治療を促進するこ

とによりまして、将来の医療費の抑制を図ることを目的とし、満30歳以上の方を対象に人間ドックを受診された際に負担する費用の一部を助成するものでございます。

また、この補助事業をさらに促進するとともに、現在実施しております特定健診の受診率を高める意味合いからも、昨年4月から助成限度額を2万円から4万円に拡充し、現在の補助申請者につきましては97名と昨年の実績を倍増する状況となっているところでございます。

補助制度の対象となっております人間ドックの受診内容は、日本人間ドック学会が示す日帰り受診コースが大半となっております、その費用負担の平均は約3万8,000円程度で、現行の助成限度額でほぼ賄える状況となっております。

ご質問いただきました子宮頸がんや乳がんなどの女性検診や、前立腺がんなどの検査などにつきましては、日本人間ドック学会が示す受診メニューにおいても他のがん検診と同様にオプションとしており、検診を希望される方が負担する受診項目として位置づけられております。

また人間ドック補助制度の財源は国民健康保険基盤安定基金を活用して実施しており、現在保険料への転嫁はございませんが、今後基金が底をついた場合、保険料で賄う必要があることから保険検査項目の充実等については、保険財政を考慮しながら今後慎重に検討する必要があると考えているところでございます。

またご質問の中にありましたとおり、本町では保健センターや婦人科などの専門医によりまして、子宮がんや乳がんなどを検診しておりますので、当面の措置といたしまして人間ドックとあわせてご利用いただければ幸いと考えるところでございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 それでは私の方からは、2点目の妊婦健診の問題、3点目、一時保育、4点目、子育てサポートの連携強化について、ご答弁申し上げます。

まず1点目の妊婦健診公費負担の拡充についてであります。12月の定例会での議員のご質問に対して、全国平均である5.5回に近づけるといふ答弁を申し上げてまいりました。その当時はまだ国の動向や、大阪府の制度の弾力的な運用がどういふふうになっていくのかということもはっきりしていなかったわけですが、その後、国においては21年度から2年間の限定で市町村での妊婦健診の円滑な実施を支援するために、臨時特例交付金の補助制度が創設されることになりました。

この補助制度は5回までの妊婦健診の費用については、既に地方交付税措置がなされていることから、5回を超える、つまり6回から14回までの妊婦検診分が補助対象となり、里帰り出産

や助産所での分娩についても公費負担の制度を整備しておくことが補助の条件となっているものです。補助率については2分の1となっています。

それから、大阪府もこれまでも国基準の受診項目で平均3.5回という実績、これは全国ワースト2の状況でありました。これを改善すべく大阪府の子育て交付金や国庫補助金を活用して、受診回数をふやす方向性と受診券と金券の分離方式への変更を市町村の方にも提示し、大阪府医師会との調整や検討を行って、現在府下のほとんどの市町村では受診回数が10回以上となるように見直しが進められているというふうに聞いております。

岬町ではこのような状況を踏まえ、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るために、ことしの4月以降、大阪府の提案する受診券プラス金券方式を導入して、国庫補助金も活用しつつ公費負担の助成額及び受診回数の拡充を図りたいと考えて、当初予算に計上しているところで

す。具体的には助成額では現在の総額約1万5,000円から3万5,000円と2.3倍に増額します。また受診回数は現在妊娠初期、中期、後期の3回の受診券で、健診項目もそれぞれ決められているところですが、新方式では2,500円の14枚つづりの受診券とし、原則1回に1枚、ただし初期受診では2枚使用が可能とし、最大で14回分の妊婦健診が受けられるようにしていく考えであります。また、府外の里帰り分娩や助産所での出産に対しても同額の助成を償還払いで対応していく予定にしております。

この2,500円という金額は基本の診察料の約90%程度の額ですが、受診回数が増加することで、妊婦の健診状態がきめ細かく把握でき、未受診妊婦をなくし、ハイリスク分娩の予防にも貢献できて安心、安全な出産ができるように支援の充実につなげていきたいと考えております。

次に、一時保育の実施の問題であります。一時保育につきましては、子育てを取り巻く社会環境の変動に対応して、子育て家庭への支援をさらに充実させていく必要がある、その施策の一環であるというふうに考えております。具体的なめどとしては、ことしの秋ごろに試行として実施できるように準備を進めていきたいと考えております。

まだ実施内容等を報告できる段階まで進んでおりませんが、人的また財源的にも厳しい制約がありますので、新たに専任の保育士を配置するのではなく、今ある保育所等の資源を活用する方向で、例えば他市町村で実施している保育所での一時保育事業等を参考にして、その実施内容を今後現場保育所の方と詰めていきたいと考えているところであります。

最後に子育てサポートの連携・強化の問題についてであります。子育て家庭へのサポートにつ

きましては、子育て支援センター、保健センター、保育所、幼稚園、こぐま園、学童保育、本町の子育て支援課の窓口、学校あるいは地域福祉課のコミュニティソーシャルワーカー等で、それぞれ相談を受けたり、あるいは必要な家庭には民生委員さんや主任児童委員さんに協力をいただいて見守りをしているところでもあります。

特に子育て支援センターは日を追って利用する方が増加し、月1回、土曜日のお父さんのための育児講座にも出席されるご夫婦がふえてきました。既に利用者数は倍増しており、担当する保育士も年度途中で増員してきましたが、お父さんやお母さん同士が乳幼児を育てる上での悩みやつらさを、あるいは子育ての喜びを共有できる場として、一定提供できるようになってきたというふうに自負しているところでもあります。

今後とも保健センターでの連携を深め、また地域に出向いての事業をふやすなどして地元の民生委員さんなどとの連携も強化していく必要があるというふうに考えています。

保健センターでは各年齢の健診児の保護者面談等で子どもの状況を把握しながら、療育が必要と認められる場合は、こぐま園で実施しているパンダ教室等を紹介したりして、こぐま園と連携し、子どもに適切な保育や療育を促しているところでもあります。

また、各施設間の連携の中で児童虐待の防止や課題のある家庭を把握し、支援していくことも重要であると認識しています。

岬町においても児童福祉法に基づく岬町要保護児童対策地域協議会、いわゆる要保護ネットがありますけれども、この組織を法務局、警察、保健所、子ども家庭センター、支援学校、高等学校、私立幼稚園、人権地域協議会、人権擁護委員協議会、民生委員児童委員協議会、各福祉施設、社会福祉協議会、消防、幼稚園、小学校、中学校、教育委員会、保育所、保健センターなどの参加を得て設置しているところでもあります。

改正児童福祉法がこの4月から施行され、要保護ネットの役割として、情報交換や協議の対象が要保護児童から支援の必要な家庭や、妊婦にまで拡大されることになりましたが、既に岬町では虐待のある児童の把握や対応にとどまらず、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦さんについても、情報交換、協議をし、具体的な対応をしてきているところでもあります。

岬町では、このように要保護ネットの役割を広く解釈し、参加機関の協力を得て取り組みを進めてきておりますけれども、今後もその延長上で努めていかなければならないというふうに考えているところでもあります。

ご指摘の保健所、幼稚園、保育所の連携・強化という課題につきましては、現在保育所、幼稚

園と学校との連携は、就学前から入学するときに一定の連携を図ってきているところであります。特に、各保育所、幼稚園での問題提起につきましては、当然うちの保健センターの方で情報があればそれを収集していくとともに、必要であれば関係機関が集まったケース会議を開催していく中で、その解決を図っていきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 ありがとうございます。

この人間ドック検査メニューの拡充なんですけれども、2007年6月にがん対策推進基本計画が策定されておりまして、早期発見するためには検査受診率の目標5年以内に50%以上という計画がありまして、今回も新聞を見ていましたら2009年度の地方交付税措置を前年度の倍増して、がん検診を行っているところに分配するというので、また岬町として、例えばがん検診50%の目標に対して、今現時点ではどれくらいになっているのか、わかる範囲で教えてほしいと思います。

それとあと、乳幼児健診公費負担の拡充についてなんですけれども、岬町非常に厳しい財政状況の中、こうして14回診察費を助成するというので、子育てに町長が力を入れてくださっているということは、本当にありがたいことだと思います。

ただ、まだまだ全額無料というところまでには遠いかな、大阪市内へ行きましたら無料に近くなっているというのが現実ですので、また今後もさらなる子育て支援をしていただけるように、これについては要望にしておきます。

また一時保育の早期実施については、今、秋をめどにできるように計画を立てているということをお聞きしましたので、よろしく願います。

あと子育てサポートの連携・強化なんですけれども、子育てサポートについては子育て支援センターが拠点になるのかなというふうに私は考えているんですけれども、あと子育ての対象年齢が18歳未満と考えたならば、言うところの子育て支援センターの将来的な位置づけとか、その辺は当町としてはどういうふうに考えているのかということをお聞きします。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 それではご答弁申し上げます。

1点目のがん検診の受診率ですけれども、平成19年度のデータしか今のところ確定しておりません。胃がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診と五つのがん検診を保健センターで実施しております。

胃がん検診につきましては受診率約5%です。肺がん検診につきましては10%、子宮がん検診につきましては11.5%、乳がん検診につきましては9.5%、大腸がん検診につきましては5.8%という受診率になっております。

それから子育てサポートの連携・強化にかかわって、将来的に拠点としての子育て支援センターはどのようなふうな、児童という18歳以下の子どもを対象としたということについて考えているのかというご質問ですけれども、確かに児童というのは18歳までを示す言葉でありまして、子育て支援センターという概念自身も児童ということですから、18歳以下であれば支援センターで支援を行っていくということの理念については、岬町としても同じであります。

ただ、実際問題として今子育ての中で問題になっている乳幼児期の子どもさんの状態、あるいは家庭の状態、その家庭を取り巻く経済的な状態、あるいは精神的な状態等非常に重要な時期に乳幼児期の課題が集中しているという状況でありまして、悩み、相談についてもほとんど就学前の子どもさんを持った家庭から来ているのが実態であります。

子育て支援センターの職員につきましても、その状況に対応して追われているという実態があります。そこでそういう町民さん、あるいは保護者さんが今切實的に求めている相談内容、あるいは支援内容というものを主軸におきながらも、今後小学校、中学校等の問題にまで子育て支援センターの課題として広げていきたいという考えは持っております。

以上であります。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 先ほどのがん検診なんですけれども、5年以内に50%以上という一つの目標に対してなかなか厳しいかなと思いますけれども、これも要望としておきますので、できるだけ今回はこうして地方交付税措置が前年度より倍増するということもありますので、できたら婦人科検診、この五つの中に男性の前立腺検診は入っていませんけれども、それもメニューの中に入れていただいて、そうすることによってまた受診率もふえていくかと思っておりますので、よろしく願いしてもらえように要望しておきます。

それとあと、子育てサポートの子育て支援センターの位置づけについては、子育て支援センターも開設されてまだ3年というところでありまして、これからのことかと思っておりますけれども、本当に岬町の子育ては、よそからも来てもらえるようなモデルになっていけるように、また力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、人権・教育の方に移りたいと思っております。

人権・教育の男女共同参画社会の推進についてですが、男女が社会の対等な構成員として、み

ずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会である男女共同参画社会の推進についてですが、昨年3月議会における代表質問で、男女共同参画社会を推進するためには、速やかに条例を制定することが必要不可欠であるとの質問に対し、条例制定に向けて懇話会を平成20年度中に設置するとの答弁をいただきました。それについての進捗状況はどうなっているのでしょうか。

また、女性特有の相談、女性専門相談窓口の設置については、総合的な相談窓口を人権推進課に設置するとの答弁をいただいておりますが、具体的にはどのようにされているのでしょうか。

また、政策決定の場合の女性の参画推進についても、ウィッシュプランに委員会等における女性の参画割合を2012年までに30%と明記されておりますが、この現状と計画はどうなっているのでしょうか。これらを踏まえて当町における男女共同参画社会の推進についての見解をお尋ねいたします。

次に、学校支援地域本部事業の取り組みについてですが、核家族化の進展、また複雑な社会状況の変転に伴い、子育てが非常に難しくなっている現在、子どもの学力の向上、健全育成を推進するためには学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることが大事であります。当町におきましては、学校支援地域本部事業に取り組んでいると聞いておりますが、具体的な取り組みについてはどんなふうに取り組まれているのか、またこの取り組みによってどのような成果が出ているのかについてお尋ねしたいと思います。

お願いいたします。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 男女共同参画社会推進条例の制定についてお答え申し上げます。

本町におきましては、平成15年3月に男女共同参画社会を実現するための施策の指針となります岬町男女共同参画プラン、通称ウィッシュプランを策定しまして、現在このプランに基づき実施計画を遂行しているところでございます。

議員ご質問の男女共同参画推進条例の制定の件につきましては、制定に向けて住民を主体とした懇話会的な組織の設置が現在おくれております。申しわけございません。設置については21年度の早い時期に設置したいというふうに考えております。

平成11年6月に施行されました男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえながら、それぞれの地域の特性に応じた施策を推進し、根拠を明確にするため府内におきまして条例制定の検討等が進められておりますところでございます。

平成20年10月1日現在、府内では43市町村のうち、15市2町の市町村が男女共同参画に関する条例を制定しているところでございます。本町におきましても、このような法の趣旨及び本町における状況を踏まえ、だれもが性別にかかわらず、個性と能力を発揮し、あらゆる分野で対等に参画できる男女共同参画社会の実現の取り組みを進めるため、根拠となる条例の制定について懇話会の中で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、女性相談窓口の設置でございますが、町独自で相談窓口を設置することになりますと、今日の厳しい財政状況の中で専門のカウンセラーへの委託はなかなか厳しい状況でございます。まず女性の総合的な相談窓口を人権推進課に設置しまして、相談に訪れた方を適切に必要な機関につないでいくというサポート体制を整えていきたいと回答させていただいております。今後は具体的なサポート体制といたしまして、町広報誌を活用し、定期的に専門機関の問い合わせ先などをPRしてまいりたいというふうに考えております。

最後の項目でございます。政策方針決定過程への女性の参画状況でございますが、本町におけます各種審議会等、審議会と申しますのは地方自治法で定めるところの状況でございますけれども、本町で言いますと例えば総合計画審議会、都市計画審議会、国保運営協議会、介護保険運営審議会などとなっております。それらにおきます女性委員の比率につきましては、平成20年4月1日現在で15.7%でございます。各種委員会で6.1%でありまして、残念ながらいまだウィッシュプランが目標とする30%には至っておりません。

しかし現在、国保運営協議会の6月改選時に3名ふえまして、11名中、女性委員は5名となりました。また教育委員会の委員さんでは5名中、女性委員さんは2名となっております。さらに昨年10月新たに設置されました廃棄物減量等推進審議会では10名中5名を女性委員で構成しております。そして審議会、委員会等の比率にはカウントしておりませんが、その他の委員等におきましても、人権擁護委員は6名中3名の方、それから岬町建設事業再評価委員会では5名中2名、そして岬町行政相談委員につきましては2名とも女性という構成となっております。

これらによりまして、平成18年4月から現時点の比較をいたしますと、各審議会の女性比率は13.8%から22.6%に、委員会では微増であります。6.1%から9.1%となっております。徐々ではございますが、女性委員の比率は上がっております。

今後ともさらに各部、各課とも連携し、各種審議会、委員会におけます女性委員の登用を念頭におきまして、審議会などの委員改選時期に合わせまして積極的に女性委員の比率を引き上げられるように、努力してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 川端議員の学校支援地域本部の取り組みについてお答えいたします。

近年、青少年の犯罪、いじめ、不登校などさまざまな問題が発生しております。こうした背景には都市化、少子化及び地域のつながりの希薄化などいわゆる地域の教育力の低下が指摘されています。また学校現場では学校が多様な問題を抱えており、教員の教育活動以外による業務増加が問題となっています。これらの状況を改善し、地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進し、地域の教育力、向上などを図る取り組みとして、平成20年度より国の事業として全国各地で学校支援地域本部事業が始まったばかりです。

学校支援地域本部は、学校を支援するため学校が必要とする活動について、地域の方々をボランティアとして派遣する組織で、いわば地域につくられた学校の応援団と言えます。これまでも各学校では地域のボランティアの協力を得ながら、学校運営や教育活動を行っており、学校支援地域本部はそうした取り組みをさらに広げるものです。地域のボランティアが学校支援する、これまでの取り組みをさらに発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域の力を組み合わせてより効果的な学校支援を行おうとするものです。

岬町においては平成12年度に岬中学校区の保、幼、小、中及び保護者、教育ボランティア、地域住民が「育てよう！うちの子、よその子、岬の子！」というキャッチフレーズで、岬町地域教育協議会（すこやかネット）を立ち上げ、子育てに関する実践交流や情報交換、「早寝、早起き、朝ご飯」運動など教員、保護者、地域住民が子育て支援活動に積極的に取り組んでまいりました。学校支援地域本部は岬町地域教育協議会の中に位置づけ、これまでの成果を踏まえながらも学校教育活動への支援をさらに充実させていくものです。

ご質問に、成果は、ということでしたが、昨年の10月から学校支援コーディネーターを配置したばかりですので、特に現在、今このような成果が上がっているという、目に見えたものはございませんが、学校支援コーディネーターを中学校に配置して、中学校の先生と動きを連動しながら子どもたちの放課後、岬中学校のラーニングセンターで放課後の学習をサポートしていただいております。また淡輪小学校に配置した学校支援コーディネーターは、大学生のボランティアとともに淡輪小学校の放課後活動を充実させてくれております。

現在、成果と言えるものはそのような具体的な活動が起こったというところでございます。

学校支援コーディネーター、地域コーディネーター、学校支援ボランティアが中心となって、特に学習支援活動の充実を今後も図りまして、家庭教育活動への支援などもあわせて行う中で、学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり、教育コミュニティの

構築を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 ありがとうございます。男女共同参画社会の推進なんですけれども、条例制定に向けてとにかく努力していただきたいと思います。

それとあと、ウィッシュプランの中に女性のいない委員会をなくし、委員会審議会委員などへの登用を進めるため、女性の人材育成と発掘に努め人材リストのデータベース化を進めていくことが必要ですというふうにこの中に明記されているんですけれども、現実には各種委員会の中で女性が入っていない委員会があります。選挙管理委員会、人数も少ないかげんもあるんでしょうけれど、監査委員の場合はまた特別ということもあるんでしょうけど、農業委員会が16名やけど女性がゼロということなんです。ですからこの辺の、ここにもきちんとウィッシュプランに「女性の人材育成と発掘に努め」というふうに明記されているんですが、平成15年にウィッシュプランできて、今もう21年で6年間の間にどんなふうな人材育成と発掘に努め、努力されてきたのかなということもお聞きしたいし、また今後においてもどんなふうにしていくのかなということをお聞きしたいです。

谷本 貢議長 谷下課長。

谷下企画部人権推進課長 私から今後の女性の委員会、審議会等についての人材の発掘等にお答えさせていただきます。

確かに審議会等につきましては、さまざま充職とかそういった諸条件が入っております。ただ、各部署で所管しております審議会等につきましては、人権推進課並びに各部と連携をとりまして、先ほども申し上げましたとおり人材の育成のデータベース化は行っておりませんが、情報収集いたしまして、その中で女性を登用していきたいというふうに考えております。そしてこれからにつきましても、委員につきましてはなかなかそういう部分では若干難しいところはございますけれども、審議会については必ずそういう連携をとって、改選時期にあわせまして、これからも女性比率を上げてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 努力していただくとしか言いようがないと思いますので、よろしく願いします。

次に生活・自然に移りたいと思います。

一般廃棄物処理基本計画の推進について、ごみの排出抑制やリサイクルを推進することで資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目標とした一般廃棄物処理基本計

画が策定に向け準備がなされておりますが、この基本計画の中には、私が今までに循環型社会の推進に向けて提案した課題がたくさん明記されております。例えば廃食用油の回収もそうであり、18年12月議会の一般質問で各家庭で使われる使用済みてんぷら油は、婦人会が中心になって石けんづくりをするなど活用されておりますが、石けんづくりにも限界があり、台所の流しに捨てるなど河川等の汚染につながっている恐れがあるので、バイオディーゼル燃料への活用など資源化を考えて、拠点回収をするよう提案いたしました。

今回、計画書の中では収集方法や資源化の方法について研究・検討を行いますとなっておりますが、リサイクル施設が整備されることですし、ここで拠点回収ができないものでしょうか。

また高齢者の方が、ごみを細かく分別するという事は難しくないのかなとの危惧があります。それに加え、ひとり暮らしの高齢者の方が集積場所までごみを持っていくのが非常に困難である、特におうちが通りに面してなく、入り込んだところに住まれている方が苦勞されているという声も聞きます。老後をできるだけ自宅で生活していただくという観点からもケアが必要とされますが、これもあわせてどのように考えておられるのかお尋ねします。

また廃棄物処理基本計画を速やかに推進するためには、例えば3R条例という名称が適切かどうか分からないですけれども、こうした循環型の条例を制定して、そして推進していくということが喫緊の課題と思いますが、条例制定についての計画はどうなっているのでしょうか。

また、この計画を推し進める3R推進委員、岬町廃棄物減量等推進審議会の委員会の役割はどのようなふうになっているのか、お尋ねします。

また、この基本計画の中に生活排水処理基本計画があります。この中に平成29年度に生活排水処理率を89.5%というふうにうたわれているのですが、本当に現実にいつ広域が通っているところ、深日の地域なんかでもいつ自分たちのところで下水道が供用開始できるのかとよく聞かれるんです。これを見たら29年度に89.5%と書いてあるから、え、というふうに思ったんですけれども、絵に描いたもちにならないのかすごく危惧しております。

これらを踏まえて、一般廃棄物処理基本計画を推進し、岬町における循環型社会を速やかに構築するための当町の見解、所見をお尋ねしたいと思います。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 それでは私の方から、一般廃棄物処理基本計画の推進につきましてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目の廃食用油と、また高齢者対策の問題でございますけれども、廃食用油のリサイクルにつきましては、この計画におきましても新たに取り組む施策の一つとして位置づけしており

まして、廃食用油の効率・効果的な資源化を図るため収集方法や、資源化の方法について調査、研究を行うことといたしまして、具体的な実施方法等につきましては、内容がまとまり次第また毎年策定いたします実施計画によりまして、ご報告するとともに広報もさせていただきます実施する予定でございますけれども、ご質問にございました建設予定のリサイクル施設の中での取り組みでございますけれども、それにつきましては現在リサイクルセンターにつきましては、ペットボトル及び廃プラスチックごみを圧縮・こん包等のリサイクルを考えておりまして、新たに建設するリサイクル施設につきましてはの廃食用油については今のところ予定しておりません。引き続きまして、今後の効率的な実施方法につきまして調査を行いまして、その内容について実施方法がまとまりましたら、また新たな方法をご報告させていただきたいと考えているところでございます。

また高齢者の問題でございますけれども、高齢化が進む中におきまして本町が計画するごみの分別収集の施策推進のためには、高齢者に負担がかからないごみの収集方法や、協力体制などを構築する必要があると考えるところでございます。

現在、廃棄物処理基本計画におきましても高齢化社会に対応するごみ施策の構築を課題として盛り込んでおりまして、今後福祉の担当部門や老人クラブでございます長生会などの関係者のご意見をお伺いしながら、本町が進めます施策の協力を負担がかからないような適切な方法について検討してまいりたいと考えるところでございます。

次に3R条例でございますけれども、この3R条例につきましては処理基本計画におきましても3Rを推進するということが基本となっておりまして、循環型社会の形成を推進する条例、すなわち3R条例につきましては、都道府県や政令市におきましては条例の基本となります基本法に基づきまして、制定しているところでございます。

この3R条例で定める内容につきましては、循環型社会の形成に必要なごみ減量化施策の行政、事業者、住民の役割分担などを定めておりまして、今現在策定中の基本計画の実施を裏づけるために必要な事項を条例化したものと考えております。

よって本町におきましても、3R条例の制定は基本計画の着実な推進を取り組むために必要であると認識しておりまして、今後先進自治体の取り組み状況などを調査、研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、審議会の問題でございますけれども、このような形で条例制定も必要でございますけれども、まず審議会といたしましては、定めてまいります基本計画の着実な推進を考えたいと考えておりまして、今後制定して、基本計画に基づきまして毎年度実施、策定いたします実施計画の

審議の内容でございますとか、またこの計画に定めました目標数値の進行管理など予定しているところでございます。

また、計画の中に示しております、中間目標年度であります平成24年におけます計画の見直しにつきましても、引き続きご審議願う予定となっております。これらの内容を踏まえまして本町の一般廃棄物の減量化に向けました、いろいろな事項の審議を引き続きお願いしたいと考えておりまして、その一つといたしまして、ご提案いただきました条例についても検討の課題と考えるところでございます。

最後に生活排水処理基本計画の問題でございますけれども、策定中の生活排水処理基本計画につきましては、河川や海などの公共的水域の良好な水質を確保するため、下水道や合併処理浄化槽の普及を図ることを目標とするものでございます。

計画の基本目標数値であります生活排水処理率は、公共下水道や合併処理浄化槽など生活排水を適正に処理している人口の割合を言い、平成29年度で89.5%を目標としているところでございます。この目標数値につきましては、現在の下水道等の進捗率等踏まえまして処理人口を、そしてまた今後の本町の人口の推移を踏まえまして策定したものでありまして、それらを計算して求めたものでありますけれども、岬町におきましては人口が減少しているところでございまして、この数値を計算する上で、必然的に目標数値につきましても上昇する傾向となっております。

また生活排水処理基本計画の基本となります公共下水道の整備につきましても、別に下水道管におきまして、下水道整備計画を策定してございますので、具体的な生活排水処理の方向性や目標につきましては、この計画により定めることになっておりますので、現在定めております整備計画等につきましては、既に議会の方でもご報告させていただいているところでございまして、今後財政状況を踏まえて、新たな整備計画等につきましては、また議会の方で報告できるものと考えているところでございます。

また、こういう状況がございまして、今後生活排水処理基本計画でございます89.5%の目標率につきましては、あくまでも本町の財政状況や人口の今後の推移によりまして影響を受けるものでございますので、目標数値としております平成24年度におきまして、再度公共下水道整備事業の整備状況等踏まえまして、本町の実情に即した形で目標数値につきましては見直しが必要と考えておりますので、その際にまた改めまして計画を盛り込んで修正を行いまして、この内容についてご報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 その条例なんですけども、やっぱり条例を制定することによって計画は速やかに推進すると思いますので、できるだけそういうことを考えてほしいということと、3R条例とはまたちょっと違うかもわからないけれども、環境を美化していくということに関連するかと思うんですが、岬町を美しくするために、岬町からごみをなくしていくためにとボランティアで一生涯懸命に掃除している方が、例えば漁港の方でも、河川の近くの人でも、家のごみをほかに来る、岬町でも、例えば罰則規定をつけてごみをほかさないようなことをできないのかという声があります。池田市も今回はポイ捨て条例を制定するというのをテレビの会見で見まして、これもあわせて岬町を美しくするために考えてほしいと。以前にも確かポイ捨て条例の制定という形で私も質問したことがあると思うんですけども、これもあわせて考えていただいて、みんなで岬町を美しくしていこうという意識に立っていかなければいけないと思いますので、考えてほしいと思います。

次に、岬町の将来像に移りたいと思います。

町長直轄組織の具体的な取り組みについてですが、今回組織体制が見直され、企画部門を強化するために総合計画や策定及び重要プロジェクトの推進に当たる町長直轄組織を設置されることですが、非常事態宣言手前の当町にあって、町長みずから陣頭指揮をとるということは非常によいことだと思います。また100年に一度と言われる経済不況、雇用不況も踏まえての組織改革かと思いますが、具体的に岬町の将来像をどう描き、取り組まれるのでしょうか。

また町長は、住民の不安をどう認識し、対応策を立てようとしているのでしょうか。それとともに住民の協力なくしてまちづくりはできませんが、住民協働という観点に立ち、住民とどう連携を強めようと考えておられるのでしょうか。それらを踏まえて町長直轄組織の具体的な取り組みについてお尋ねします。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 お尋ねの具体的な組織につきまして、来年度の平成21年4月の組織のこととございます。町長の町政運営方針にも述べさせていただいたと思います。部に属さない課、活力創造課を設置する予定でございます。残り2年というふうになりました3次総合計画は第4次に向けて策定していかなければなりません。そのためにフレキシブルに対応できる町長直轄の組織として、組織するものでございます。

あわせて、現在事業部におきまして進めてまいりました企業誘致、それから第二阪和国道の整備推進などを、また町の重要施策を進めていく予定の活力創造課ということとございますので、

よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 まず住民の皆さんとの協働ということにつきましては、岬ゆめ・みらいサポート事業、こういった制度を昨年6月に立ち上げたわけですけれども、運営方針の中でも述べましたように、多くの団体企業の方からご提案をいただきまして、本当にすばらしい形で運営をされてきていると思っております。特に、つい先達ても番川の大渡橋の上流と下流ですが、このあたりも本来であれば行政が、ちょうど大阪府と岬町の管轄のはざまというか、両方にまたがるところでございますので、今まではなかなかこういったところの草刈り等難しい状況かと思つたんですけれども、この辺も番川を守る会の方が事業提案をしていただいて、我々行政もお手伝いという形で協働という形で本当にすばらしく美しい川に生まれ変わっております。

このように、今までは何でも役場に行けば、役場がすべきだということだったかもしれませんがけれども、確かに我々行政がやらねばならないことはありますけれども、ただ何でもかんでも役場がするということではなく、住民の皆様と本当に協働で、我々がいかにサポートできるかということは、この岬ゆめ・みらいサポート事業を今後も活用していきたいと思っております。

それとあと大きなところでは、住民の皆さんの不安のところではどんどん高齢化がなつていく中で、いかにこの岬町で健康で元気に暮らしていけるかと、安心して楽しく暮らしていけるかと、ここが重要になってくると思ひます。そうすることによってまたいろんな社会保障費の軽減も図られると思ひますので、いろんな事業を通じまして住民の皆さんが高齢化になられても元気でいろんな生きがいを見つけて暮らせるまちづくり、そこにこれからも全力を尽くしていきたいと思ひます。

以上でございます

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 今町長の方からも、住民と協働というところで、例えば番川の清掃をボランティアの方たちがしてくれて、本当にそういう方と、また反対に、先ほどのごみをばいと捨てる方もいらっしゃるといふ、その辺でもってみんなのモラルも向上するような施策というのも考えてほしいということもありますし、今おっしゃつた高齢化になつてきたときに皆さんが元気で安心して暮らせるまちづくりを、住民も議会も行政もみなで一緒にしていきたいと思ひますので、またこれからも私も具体的にことし1年を通していろんな施策を、具体的なことを提案させていただきたいと思ひますので、それに対していろいろと取り入れていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。ありがとうございました。

谷本 貢議長 公明党、川端啓子君の代表質問が終わりました。

これをもって、会派代表質問を終わります。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は1時からとします。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

谷本 貢議長 日程6、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、和田勝弘君。

和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

子育て支援策の多奈川保育所、深日保育所への統合について、昨年12月の本会議で一般質問をいたしました。再度一般質問をいたします。各議員さんもよろしくお願ひします。

先日の全員協議会で統合への報告を受けました。この点について質問いたします。

住民と保護者の方が望んでいる保育所存続の願いを、最初から最後まで望んでいる人たちの思いに町長はなぜ耳を傾けなかったのか、なぜ強引にあきらめさせたのか、涙をのんであきらめさせられた人たちの気持ちを酌んだことがありますか。

町長、お答えください。まず1点目。

2点目は、多奈川保育所休所になれば多奈川地区は過疎化になる。なぜ休所を強引にするのか、過疎化に拍車をかけるのではないかと。2点目、町長、お答え願ひします。

3点目は、存続の要望書の件ですが、町長は存続の署名は1,400名、これは非常に大きな数字だと思っている、また重く受けとめていたと答えていただきましたが、重く受けとめていたのであれば、1,400名の要望書に署名された人たちの存続署名を無視せずに耳を傾け、もっと住民の要望を真剣に受けとめるのが行政ではないのか。

4点目は、多奈川保育所にしわ寄せを持ってきているが、町長に少し責任があるのではないかと。3年前も同じようなことがあったと聞いています。保育士さんが多くやめられて、保留に頭を痛めていると聞いたことがあります。過去に一度あれば保育士さんの退職は防げたのではないかと。なぜ退職を防がなかったのか、統合を視野に入れていたためなのか、町長、お答え願います。

5点目、パブリックコメントの募集については何のために作成したのか、パブリックコメントの意見の取り扱いについては提出された意見を十分に考慮して、施策等の策定を行います。意見概要及びそれに対する町の考え方、並びに修正内容を公表しますとありますが、意見は反対ばかりで、統合の賛成者はゼロと。だれ1人賛成はなかった。このことに町長は心を傾けないのは偽りのパブリックコメントだったのか。いつも住民の声を聞くと言っている町長の政治姿勢に反するのではないかと。

6点目、この保育所統合は20年11月から21年4月の5カ月間では統合の期間が短いのではないかと。またそれ以上に早過ぎるのは、この大事な統合が1カ月で行政が決定するということが無謀ではなかったのか。町長は「スピードの時代、この社会の中では」と言いますが、スピードにもいろいろある。住民と保護者の1人でも泣かせる統合のスピードは最悪のスピードである。町長にお伺いいたします。

7点目は、多奈川保育所、深日保育所への統合の話し合いの、外であります、わいたうわさ話を聞いたのですが、深日小学校、多奈川小学校への統合の話ですが、深日小学校を多奈川小学校に持ってくるとうわさが出ていますが、本当の話かどうかお聞きしたいと思います。

以上で7点の質問を終わります。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 それでは質問に答えさせていただきます。その前に和田議員におかれましては、本日表彰を受けられたことを、改めてお祝い申し上げさせていただきます。本当にお疲れさまでございます。

まず1点目、涙をのんであきらめた親の気持ちをわかっていないのかということですが、確かに非常に多くの方々にご心配をおかけしたという点については重く受けとめておりますし、これはほかの質問でもそうなんですけれども、それだけこの多奈川地区で多奈川保育所が愛されてきたという気持ちのあらわれだと思っておりますので、今まで多奈川保育所を運営してきたものとしましては、本当に逆にありがたい気持ちがあります。

しかしながら、そもそもの出発点は何かと言いますと、保育児童の減少ということが発端でございます。各学年で10人を切る事態がこれからも長く続くであろうという中では、やはり保

育の質の確保ということを重視させていただいたということで、ご理解賜りたいと思っております。

そして多奈川保育所の2点目でございますが、保育所の休所について多奈川地区の過疎化が進むのではないかとということにつきましては、確かに多奈川地区で保育所がなくなれば非常に不便をこうむる子育て途中の親御さんが出てくるという点では、心配することがあろうかと思うんですけども、ただ町内全域からすれば岬町の場合、待機児童をゼロという形で運営させていただいておりますので、働く子育て途中の保護者の方にそういった点ではご不便をおかけしないという気持ちでありますので、多奈川保育所の休所が多奈川地区の過疎化に即つながるということとは考えてはおりません。

3番目の1,400名の署名を重く受けとめている、これは1番の回答と重なるんですけども、それだけ多奈川地区での保育所運営が支持されてきたという点では本当にありがたく思っているところでございますが、ただ1点目のときでも申し上げたように、あくまでも保育の質の確保という点で今回の休所を決定したということでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

それから4点目の3年前と同じ、これは17年、私が就任した11月末で22名の退職者が出たということ指しているのかと思いますが、そのときは諸般の制度の改革があった中での退職者が出たということでございますし、今回も多くの退職者が出たんですけども、その中で私も面接をさせていただいて聞いた中では確かにやめていかれる、勧奨退職に乗られた方の気持ちを尊重する必要があると思っております。特に保育所の方におかれましては、50を越えられると非常に悩みが出てくる、一つは体力的な問題で子どもさんを預かる上で、やはり若いときと違って判断力、運動にも限界が出てきている、それだけ小さな子どもさんを預かる中では、責任を痛感する中では今回の勧奨退職に乗る気持ちが強いということをお聞きされて、非常にそれだけ重い責任のもとで、保育士をやってこられた方々の今回の退職という気持ちを尊重せざるを得ないという気持ちが強くございまして、慰留にはあえて努めていないということでございまして、あくまでも今回の保育士5名が退職することによって、多奈川保育所が休所できるとかそういう気持ちでのことは決してございませぬので、ご理解賜りたいと思っております。

それからパブリックコメントの意見の反映でございますけれども、確かにコメントいただいたものはすべて反対のご意見を賜ったわけでございますが、ただこれも1番と、それから3番の回答とダブるんですけども、それだけ多奈川保育所の存続意義を地元の皆さんが非常に重く受けとめていたという結果として受けとめておりますが、あくまでも我々が目指しているのは、子ど

もの保育の質の向上と維持ということでございますので、これが唯一解決できるのは今回の深日保育所との統合という結論に至っておりますので、ただただ多奈川地区で保育所を存続してほしいという気持ちにこたえられなかったという点では非常に申しわけなくは思っているんですけども、ただ複合的に、総合的に判断した場合、今回の決定が私は最善の策であったと思っております。

それから6番目でございますが、性急ではなかったのかということでございますが、確かに12月の答弁でもさせていただいたように、我々時間をかけてやらねばならない問題と、それというんな状況によって適格にスピーディに判断をせねばいけないという問題はあるかと思えます。

今回の休所、統合につきましてはやはり急を要する判断を我々は迫られたと思っております。確かに10月に我々の案を出しまして決定したのが11月末、それから来年度、ことしの4月から統合ということで、住民の皆様におきましては降ってわいたような話になっていることで、大変ご迷惑をおかけしているところでございますけれども、ただ今回の休所、統合というのが現在考えられる最適な方法であるというのは、いろいろなところから複合した判断でございます。例えば建物自身の老朽化の問題、あるいは給食の質の問題等々も含めまして、そこに今回の勧奨退職で保育士が退職した、それによってこの21年度から正職での担当が、もし多奈川保育所が存続した場合できなくなるという点等々を勘案した判断での最善の策という結論を出しておりますので、非常に時間は短いかもしれませんが、その間非常に熱い議論もさせていただき真剣に取り組ませていただいたと思っておりますので、こちらもあわせてご理解していただきたいと思っております。

それと最後のうわさということで、深日小学校を多奈川小学校に統合してしまって、深日小学校を休校、あるいは廃校してしまうのかといううわさでございますが、そういったことは現在考えておりません。それがゆえに深日小学校につきましても普通教室棟については耐震診断を行い、耐震補強も推進していくという方針を打ち出しておりますので、この点につきましてはそういったことは現時点ではないという形で答えさせていただきます。

以上でございます。

谷本 貢議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 統合についての質問を幾らしても町長は耳を傾けないというか、統合が一番最善だというふうに言っておりますが、これは町の方で望んで統合を進めているということで、町の方はこれでいいんですが、せめて私が言っている保護者の方が望んでいるという問いに対して、やはり町の進める統合の意味をもう少しわかってもらえるような説明がないものかと。子どもが

少ない、質が悪いから言うと保護者の方たちはこれで結構ですという考え方でできているわけです。それを最後まで、きょうもお聞きしましたがどうも聞いてくれないような話でございます。ですが、その中で町行政でこれはいいだろうとって走っているだけで、住民も保護者もこういうことのないように何とか存続、ただ保護者の方たちは条件も何も言っていません。とりあえず存続を望んでいるということでございます。

それと町長の言っている話が聞けないということで、話がかみ合わないということになっていると思うんですが、ですからそれには時間もかかり日数もかかると。逆に言えば日数でなしに1年、2年かかってしていただければみんな納得もできたのではないかと思います。

多奈川地区の過疎化になることは全体を考えてやっているの、過疎化にはならないと言っておりますが、多奈川も先日も町長が言われた、とっとパークと造成されたところと2点ありますが、やっとよくなってきたなと思っているところに保育所を休所にするということになっていきます。過疎化になることがわかっているなら町長にもう1回聞きますけど、保育所が過疎化になると。それについて、とっとパークと造成のほかに過疎化にならない何かがあるのか、その点についてもう一度お願いします。

何度も言いますが、町長は子どもが少ないために質と言っておりますが、前にも言いましたが学校では子どもが少ない方がいいのではないかとということもあります。ですから質と言っている意味がちょっとわかりにくいんです。先生にしてもアルバイトでいいと、アルバイトでしていただいたら財政も軽く済むしということで、保護者はアルバイトでもいい、質と言いますが、質も30人いれば十分いけるのではないかとみんな思っているから話が合わないのであって、今もう一度振り返って考えてくれと言っても考えにくい話だと思いますが、できたら私としてはまだ1カ月ありますので、存続の方も見直してほしいなというふうに思います。

4点目の先生の退職は、50歳を過ぎれば体も体力もついていけない、それも私もわかるんですけど、一度に5名もやめられるというのはどうなったのかなと。存続を視野に入れていなかったとしても、それが5名もやめられるということは、保育所1カ所休所にしないといけないということがわかっていたのではないかと思うので、もう一度その点もお伺いします。

パブリックコメントに対して、岬町全体に一応募集したわけで、募集してだれも賛成がなかったということをもう少し町長にも考えてほしかった。ですから存続を願っている方の声をよく聞いていただき、全体で賛成1人にもなかったということに対してなぜもう少し存続を考えてくれてなかったのか、その点も一つお願いします。

最初から言っているんですけど、やはり期間が1カ月半で行政で休所にしようかというのを決

定するのはちょっと無理をしたのではないかなと。それでこの4月からということは5カ月でやってしまうということになっていますが、こういうことは次起きるのか起きないのかわかりませんが、町長にお願いしておきたいのは、こういうスピードでやらなあかん場合もありますやろうけど、やっぱり住民と保護者、そういう関係のことが出てくるかも知れませんが、スピードの時代ということでこのようなことのないように、よろしく頼みます。

今言った中の点で答えられることがあれば答えていただけますか。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 それでは和田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まずスピードの問題でございますが、もしこれを1年、2年延長したところで解決できない問題が多々ございます。一つには保育児童数の数というものが変わらない、したがって1学年に1けたという数字は変わらないということがまず第1点でございますし、また、もし1年、2年延長して考えた場合でも5名の保育士が少なくなっているところでは、どこかで臨時の保育士が担任を持たなくては行けないという問題が起こります。これがもし多奈川保育所だけで臨時の保育士ということではできませんので、これは深日あるいは淡輪の保育所にもどのクラスか臨時の保育士で担任を持っていただかねば行けないという問題、これはまたほかの保護者の方にも波及していってしまうということ等もございますので、これは幾ら時間をかけてもこの点が解消できない限り、私はやはり今回のスピードで決断を下さねばならない非常に厳しい立場にあったのかなと思っております。

それとことしに入りまして、1月17日の多奈川保育所で説明会、私は公務で出席できなかったんですけども、1月24日の深日保育所での説明会には私も出席させていただきました。その中で7名の保護者の出席者の方から出たご意見では、まず今の多奈川保育所の保育士をできる限り多く深日保育所で勤務できるようにしてほしいという要望がありましたので、これはもちろんかなえさせていただく方向で今検討いたしておりますし、あと1月31日にも再度3回目の説明会をさせていただいて、2名の保護者の方が来られたんですけども、その辺の意見は担当の方から十分に聴取させていただいておりますし、今現在、深日保育所の統合ということでも多奈川地区から33名の児童が募集に応じていただいております。

したがって、こういったところからしましてもあと一つ我々からすれば十二分な説明はこれからも続けていきまして、その前に一番大事なのは子どもさんが深日保育所になじめるかというところにつきましては、1月29日から都合3、4歳児では6回、1、2歳児は3回の合同保育をさせていただき予定で既に始まっておりますけれども、その中で見ていまして非常に子ども

もさんの順応はよくて、楽しく深日保育所で過ごす時間がふえてきているというふうに報告も受けておりますし、あとは1月末でアンケート調査の結果、送迎のことを考えてほしいという方が1月末の時点では14名おられますので、この方々のご意見を聞きながらダイヤ編成をして、またご提示させていただき、送迎についても十二分に保護者の皆様のご意見を賜りながら、この統合に向けてスムーズに移行できるよう我々も鋭意努力しているところでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

それから保育士の慰留の件でございますが、これは個々のそれぞれの人生を背負っている判断でございます。皆さん30年近く勤務された職場をやめていくということについては、やはりそれぞれのご事情があつての判断だと推察しておりますので、それにつきましては十分個人の気持ちを尊重していきたいなと思っております。

それから過疎化対策でございますけれども、12月のご答弁でもさせていただきましたように、まず平野地区の宅造会計、今応募もしているところでございますが、12区画の宅地が今用意していただいております。この辺にどれだけの方々が入っていただけるかということもございませぬけれども、それ以外にも今議員おっしゃった小島地区のとっとパーク、こちらでは地元の方々が運営にも参画されて、非常に地域の中では雇用の機会もふえたという形で転出していく方もなくなっていくのかなという気もしますし、それ以外にも多奈川地区におきましては自衛消防団という形で本当に素晴らしい地域でのつながりといえますが、私は構築されてきているなど、この部分では非常に先進的な地域だと思っております。

こういったことで、この地区で非常に住みやすい地域だという認識が広まってくれば、私は多奈川地区での過疎化にはつながっていかないのではないかという気持ちがありますので、その辺また今まで以上に多奈川地区の皆様方の活動を運営方針でも述べましたように、ゆめ・みらいサポート事業という事業にもご提案いただきまして、そうすれば我々行政としてもいろんな形でお手伝いできるかと思っておりますので、住民の皆様さんとの協働、こうした姿勢で進めていきたいと思っております。

特に多奈川小学校におきましては、地域の小学校として非常に素晴らしい学校運営をされておりますし、ここの学校につきましては、地域ぐるみでの学校運営が私はなされているなと思っております。先般も大阪府内の町村での教育委員会の研修が多奈川小学校でありましたけれども、そこでもご報告されておりましたけれども、多奈川小学校の地域ぐるみの活動というのは非常に素晴らしいものがございまして、こうした地域が私は過疎化が進むということは決してないと思っておりますので、こうした核を中心に多奈川地区のますます隆盛といえますが、素晴らしい地

域になっていくものと私は期待いたしておるところでございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 存続についての件ですが、町長は1年、2年延ばしても仕方がないと、同じことやと言ってますが、それがみんなの仲よくいく話し合いです。伸ばして何も同じこと、そんなはずはないです。やっぱり私が前に言ったように妥協案、あれを言っては保護者に悪いと思って遠慮しましたが、1年、2年でも延ばすということは話がじっくりできるはずです。じっくりもできるし、保護者も腹を決められるし、もっとスムーズにいくはずです。それが延期もあかんという考えはちょっとおかしいのではないかと。ようは話し合いです。話し合いでしわ寄せがないようにですね。どうしても休所になるんやから1年たったときに話をすれば、2年たっても溝は少しは仕方ないんですが、ないようになるのだから当たり前で、だけどのばしていただけたらという希望で保護者の方が話をしていたと思うんです。それが一つも伝わらない、そういうことを望んでいるけれども町長は今現在みたいに、これは伸ばしても部が悪いと、のばしてもものばしても同じことになるという考えできてますから、そういう言葉は出ないし、一方ではそれを出してほしいしということで話は合わなかったんだと。今わかりました。住民を泣かせないようにするためには納得をしてもらわないと困ります。納得しないからこんな話になるので、納得してもらうためには、何遍も言いますが、例えば半年でも1年でも、2年以上となると、私たちでも財政を考えたら町長の言っているように、深日へ統合しないとあかんなど。保護者の人たち、住民の人たちもみなわかっていると思うんです。それを聞いてやらないからこういう問題が起きてくるわけです。保護者の方から休所しろと言ってるのと違って、行政から休所ということをお願いしているんですから、やっぱり相手の方も聞いてあげないとあかん。私が言っているのと違って、実際話し合いをしている人の話を聞いてあげないとあかんということだけ言っておきます。

もう一つ、多奈川が過疎化になる、地域の方々が頑張ってくれたらいいけると言うてくれるので、どうしても地域の方が頑張らないと、町に何もかもしろというのは無理と思うんですけど、せつかくとツとパークでにぎやかになって、今も言いましたがにぎやかになってよかったなと思ったら、片方がこういうふうになってくるということは残念です。

言葉で余り言ったら悪いんですけど、町長のスピードの中に性急という言葉も余り使わない方がいいのと違うかなと思うんですけど、私間違っているかわからないけど、字引を引いたら、気づわしいさま、せつかちとなっているんです。せつかちで進められたらなと思うんで余り使わない方がいいのと違うかなと思いますので、この点はよろしく頼みます。

以上で私の質問は終わりますが、最後に6点を質問いたしました。回答が何点かが理解ができませんので、統合については現時点で賛成しがたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。

谷本 貢議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

今、我が国は新しい政治プロセスの局面に入っています。自民党、公明党が押し進めてきた小泉改革が国民全体、各層、各分野の住民と地方自治体、地域社会に耐えがたい痛みをもたらし、それへの国民的批判が2007年の参議院選挙で劇的に示されたところであります。その後、町長の町政運営方針でも述べられたとおり、小泉改革の根源であるアメリカの新自由主義、市場原理主義の経済の破綻が表面化し、地球規模で金融、経済の危機が急速に広がっています。今なお、深刻の度を増し、労働者、業者を初め国民への打撃が一段と広がり、深まりいくさなかにあります。大きな試練のもとで、地方自治体が住民の福祉の向上という役割と責任を果たすために全力を尽くすことを初めに求めて、質問を始めます。

今回は、町長の町政運営方針で述べられた内容のうち、後期高齢者医療制度、介護保険事業、深日漁港周辺の整備事業の3点について質問します。

まず初めに、後期高齢者医療制度について質問します。

後期高齢者医療制度が始められ1年を迎えようとしています。75歳という年齢で命に差をつけるような冷たいこの制度への国民的批判はとどまるところがありません。この制度についてはこれまでも批判してきたところでありますが、今回発足1年を迎えるに当たり改めて運用面で確認しておきます。

後期高齢者医療制度では保険料を1年間滞納した場合、資格証明書が発行されることとなっています。資格証明書とは医療機関で受診した際、全額自費で支払わなくてはならないというものです。保険証を持っていないのと同じ扱いで、事実上の保険証の取り上げです。

この制度の導入までは障害者や被爆者などと同じく75歳以上のいる世帯には病は命に直結する問題だとして、保険証の取り上げの対象外となっていました。それがこの制度の導入とあわせて保険証の取り上げまで始められることになりました。全国では保険料の滞納者が被保険者の約1割、およそ17万人に上ることが全国保険医団体連合会の調査で明らかになりました。

岬町では滞納者は何人いるのか、まずこの点をお聞きします。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

住民部長、白井保二君。

白井住民部長 それでは後期高齢者の資格証明書の件のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては発足約1年が経過しようとしているところでございます。

まず基礎的なデータを申し上げたいと思ひまして、制度の加入している被保険者数でございますけれども、ことし1月末現在で2,384人の方が加入してございます。そして被保険者が負担する保険料の支払方法なんですけれども、年金から徴収する特別徴収者が1,164人、率にして48.8%、残りの1,220名の方、率にして51.2%ですけれども、その方が普通徴収の対象となっております。

また、今現在の保険料の徴収率、本町の状況でございますけれども、1月末現在におきまして98.7%となっております、その内訳といたしまして、特別徴収者は当然100%でございます。普通徴収者につきましては、95.1%となっております。こうした中でご質問いただきました滞納者の状況でございますけれども、普通徴収者の保険料の支払いにつきましては、昨年の7月から始まっております。昨年の7月から本年1月までの期間すべてにわたりまして保険料を支払っていない方が20名ございます。この20名に対しまして毎月督促状を発布いたしまして、保険料の支払いを求めているところでございますけれども、そのうちの11名につきましては本町に住民票が置いておりますけれども本人が不在である状態、すなわち居所不明の状態にあることが判明いたしております。残りの9名については実質的な滞納が続いているという状況でございます。

滞納の状況につきましては以上でございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 今詳細にわたって資料が示されたところであります。今示された滞納者の方が1年間滞納ということになるかどうかはわからないところでありますけれども、この方々も含めて、またそれ以外の方にとっても保険証の取り上げの対象になるという可能性が残されているわけがあります。実際に1年間滞納が続いた場合、岬町としてはどのような対応をなさるおつもりか、お考えをお示ください。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 お答えいたします。後期高齢者医療制度につきましては、昨年4月から発足しているところでございますけれども、その制度の見直しが3カ月たった段階で行われておりまして、所得の低い方への保険料の軽減とか、保険料の支払方法につきましても、先ほど申し上げたとおり普通徴収の範囲が拡大されまして改善されているわけなんですけれども、こうした中で医療制

度の中で保険料が払えない方についてはどのような形の問題が起こるのかといえますのは、ご指摘のとおり滞納、そして資格証明書の問題でございます。この後期高齢者医療制度の中におきましては、保険料の問題ですけれども、災害、その他特別な事情が認められる場合を除きまして、保険料を1年以上滞納いたしますと保険証を返還いたしまして、資格証明を発行することとなっております。こういう制度が設けられた趣旨でご説明申し上げられたと思うんですけれども、この趣旨といたしましては保険料負担の公平性を確保するとともに、保険者と被保険者、それと接触する機会を確保する、そして保険料の適正な収納を図るために設けられたものでありまして、例えば保険料を支払っていない方について、支払能力があるにもかかわらず保険料を納付しないという極めて悪質と判断される場合におきまして、この法律の規定に基づきまして厳正に対処するために資格証明書という制度が設けられたと考えるところでございます。

しかし、高齢者につきましては医療の必要性が高い方々でありますので、資格証明書の交付に当たりましては、機械的な運用により被保険者が医療を受ける機会が損なわれることがないよう慎重に行う必要があると考えております。

またこの制度の適用に当たりましては、広域連合でございまして、府内市町村が統一的に運用する必要がございます。現在、広域連合では市町村の意見を聞きながら検討を重ねまして、資格証明書の交付対象者、交付基準、具体的な事務処理の方法等につきまして、事務処理要領をつくりまして、府内統一的な運用を図ることとしていただいております。本町におきましてもこの方針がもうしばらくいたしますと通知があると聞き及んでおりますので、その方針に従いまして適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 今、お示しいただいたとおり、支払能力があるにもかかわらずお支払いされないという悪質なケースの場合は資格証明書を発行するというところで、機械的な対応はしないということが確認できましたので、それについては結構かと思えます。

広域連合との間でいろいろ意見の調整を図っているところかと思えますけれども、広域連合の方でも法律上では広域連合が判断する問題だけれども、実際には市町村の判断を追認する形だという発言も行っておりますので、岬町は岬町独自として、よりきめ細かな対応が求められるというふうを考えております。

この件につきましては、岬町では国民健康保険の分野に関しましても、資格証明書の発行はしないで短期証の発行で比較的丁寧に対応しているというふうに感じているところでありますので、

先ほどお示しのあったとおり機械的な運用はしないで、よりきめ細かな対応を求めておきたいと思えます。

そこできめ細かな対応についてですけれども、後期高齢者医療制度の被保険者に当たる方々というのは高齢の方ですので、ほかの問題以上に特別にきめ細かさが必要ではないかというふうに考えているところであります。納付相談については、例えば役場から被保険者のところへ出向いて行って相談に乗るといった対応も含めて検討しておられるのか、きめ細かな対応についてお聞きしておきたいと思えます。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 それではお答えいたします。

先ほどでも申し上げましたとおり、後期高齢者につきましては医療の必要性が高い方々でございまして、資格証の交付につきましては機械的な運用を行わない、そして被保険者が医療を受ける機会を損なわないような慎重な対応をとりたいという形で申し上げたところでございます。

具体的にどのような形で今後支払能力があるにもかかわらず保険料を支払わない方について、資格証明書を発行する制度となつてございますので、どういうふうな形で取り扱いをするのかということなんですけれども、資格証明書の交付に至る手続なんですけれども、まず保険料の納付期限から一定期間を経過いたしまして、保険料を納付しない方につきましては文書による督促を行う、そして電話とか訪問等による納付指導を行うということになっておりまして、特にお年寄りの方につきましては、文書をお送りしてもなかなか読んでいただけないということをお聞きますので、訪問指導が適切ではないかと考えているところでございます。

そういう形の納付指導を行いまして、それでも納付しない方につきましては広域連合で考えておりますのは、短期証の交付を行いますよという形の予定通知書をお送りする、そしてそれにもまだ窓口相談に来られた方については6カ月間の短期証を、それでも窓口相談に来ない方についてはそれらを対象にして所得状況を調査いたしまして、短期証の通知を無視する方につきましては、すなわち窓口に来ない方につきましては、相当な収入があるにもかかわらず納付を納めない方がおります、こういう方は悪質でございますので、そういう方につきましては被保険者証を返していただきたいという形の通知を発行する予定でございまして、その際には対象者に弁明の機会も与えると考えているところでございます。

これらの手続を踏まえても、なおかつ保険料の滞納に理由がなく納めない方につきましては、被保険者証の返還処分を行いまして、そして被保険者資格証を交付すると。このように交付に当たりましても、相当きめ細やかな形で対応するという内容が広域連合で検討されております

ので、この内容が通知されると思いますので、この内容に沿いまして岬町も今後の滞納者につきましては対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ただいま白井部長からお支払いがない場合の対応について詳細にお示しをいただいたところであります。機械的な資格証明書の発行は行わないということで、引き続いて被保険者の命と健康を守るという当然の責任を果たしていただきたいということをご要望申し上げて、1点目の後期高齢者医療制度についての質問は終えたいと思います。

2点目の介護保険制度について質問いたします。

介護保険制度はこの4月に制度開始から10年目を迎えます。この間保険料の負担がふやされ、介護の取り上げが進められてきました。家族介護の負担も重いままとなっており、痛ましい事件も続いています。介護現場の労働条件はたび重なる介護報酬の引き下げで劣悪を極め、人材不足が深刻となっています。10年という年月をかけて、介護保険は制度上さまざまな分野で修復できないほどのほころびが出ています。今こそ介護保険法に掲げられている高齢者の尊厳の保持の実現を目指し、介護が高齢期を迎えた方々に人間らしい生活と発達を支え、保障するものとなるよう適切な見直しを行うことが求められています。さまざまな点で改善が求められる介護保険制度ですが、今回は4月から始まる新しい要介護認定について質問をいたします。

要介護認定は3年ごとに調整が加えられ、今回で4回目となる改定です。認定には1次判定と2次判定がありますが、今回1次判定のコンピュータソフトが書きかえられます。新しいシステムでは判定に必要な情報が大幅に減らされ、生活実態からかけ離れた軽度の判定がふえることが危惧されているところであります。

厚生労働省は現行の方式と新方式で判定がどう変わるかを比べるモデル事業を行いました。その結果は要支援1以外のすべての要介護度で、2割から3割の人が現行制度よりも軽度に判定されています。要支援2で31%、要介護1で19%、要介護2で28%、要介護3で23%、要介護4で22%、要介護5で19%もの方々が現行よりも軽い介護度に変更するという結果が出ています。

また非該当、要支援1を除くすべての要介護度で現行より軽く判定された人数が重く判定された人数を上回っています。要支援1の方の4%は非該当という結果で、要介護度が変われば保険で受けられるサービスの内容や利用額が変わります。要介護から要支援に軽度に変更された場合、施設に入所できなくなり、訪問介護の利用も制限されます。要介護2以上から要介護1以下に変

わると電動ベットなどの福祉用具が原則利用できなくなります。非該当では介護保険のサービスが利用できません。認定が変われば介護サービスの利用者はもちろん、その家族にも大きな影響を及ぼします。事業所の経営にも深刻な打撃を与えます。新しい認定システムで要介護者の実態に見合った認定がなされるのか、必要な介護サービスが保障されると考えるのか、答弁を求めます。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 中原議員のご質問にお答えいたします。

今回の介護保険の認定システムの改正ですけれども、大きく5点あります。

一つは認定調査項目の見直しであります。判定の程度に余り影響のない項目14項目を削減し、新たに認知症や買い物、調理などの生活動作に関する項目6項目を加え、現在の82項目の調査から74項目に変更されることになります。

2点目には認知高齢者に対する重度変更の見直しです。体は元気で動く、しかし認知症が進んで介護負担が重くのしかかっているというケースが見受けられます。運動機能が低下していない、このような認知高齢者に対する認知症加算が今回新たに創設されるということになります。

3点目には要介護認定の1次判定のロジックの変更です。現在は1次判定の要介護1相当に対して2次判定で要支援2、または要介護1の審査判定をやっているところですが、来年度、21年度からはコンピュータで1次判定をするようになります。

4点目には2次判定で1次判定を変更する場合、その場合に検証する参考指標が変わります。現在の制度では2次判定で1次判定を変更する場合、日常自立との組み合わせ、あるいは状態像の例等を参考指標にしていたけれども、新制度では資料の簡素化を行い、審査員の負担軽減を図ることになります。これに伴いましてコンピュータで評価し切れない介護の手間については、特記事項や主治医意見書の記載内容から判断するというようになります。

最後に5点目ですけれども、樹形モデルの見直しがあります。現在の1次判定の基礎となるモデルですけれども、平成13年というかなり前に実施した高齢者の介護実態調査、これはタイムスタディと言いますが、それをもとにしてモデルが使われています。その後7年たちました。介護技術も進んできております。このため平成13年の実態調査をもとにしたモデルと、現在の実情とが乖離しているという状況も指摘されています。このため、実際の介護に要する最新の時間を実態から時間化に置きかえてやるということで、平成18年度に高齢者の全国介護実態調査を行っています。そのときに当時の認定調査の82項目に加え、新たに110項目を加えた調査をやり、それに基づいて樹形モデルの見直しをするというふうに変更になっております。

厚労省の方で新しい認定システムに移行するについて、モデル事業というものを、先ほど中原議員がご指摘のように行ってきております。データ的にも確かにそのような状況になっているというふうに思いますけれども、ただモデル事業の際には、先ほど言いました認知高齢者に対する認知症加算という制度はまだできておりません。それを抜いた状況でのパーセンテージ、あるいは件数ということになっております。ですから先ほど言われました軽度になっているとか、重度になっているというパーセンテージがありますけれども、厚労省の今回の認定システムの見直しということの主眼は、一つは先ほど5点目に言いましたけれども、高齢者の実態とそれから介護に要する時間というものが7年間において、13年度に想定していた時間あるいは、はかった時間よりも相当変わってきているということで、それを新たに組みかえてしまうということ、それと要支援2と要介護1の認定を2次判定のところ、つまり認定審査会のところで行っていますけれども、それをシステム化してコンピュータ化するというところに主眼が置かれているように考えています。ですから今よりも軽度化する、あるいは重度化するというのはその当時の、前のベースをもとにしたもので判断されていたものが、直近の実態調査に基づく手間あるいは時間ということから換算すると、そういうデータになったというふうに考えているところです。

以上です。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 いろんなことを一遍にお答えになったので、どこからお話をしていこうかなと思うところではありますが、あとで時間があれば細かな点については改めてお聞きをして進めていきたいと思っております。

今お答えになった中で、5つにわたる見直しを示されたところであります。コンピュータのソフトの書きかえについては、1次判定のときに調査員がそれぞれの利用者のところへお伺いして実情をお聞きして、それを書き込んだ調査票をコンピュータでかけた上で、要介護度を判断するというシステムに使われるコンピュータソフトの話をしておられたんですけども、芦田部長がおっしゃられたのは、そのときには認知症の加算も含まれていなかったということでもありますけれども、そうであるならば認知症加算が行われた後のモデル事業についての経過、結果は公表されているのでしょうか。

その点をお聞きしたいと思います。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 公表されておられません。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ということは、結果は果たしてどうなるかさっぱりわからないということで、認知症加算にうまく当てはまる方であれば実態に見合った判定がなされるかもしれないけれども、その加算に当てはまらないというケースの場合は現状が維持されれば結構ですけども、今利用されている必要な介護が取り上げられるということに及ぶ恐れがあるということではないかなと思います。

今回の件につきましては、公表されていない、また分析されていないということがほかの点にも多々及んでおりまして、そのあたりについてきちんとした、完成されたモデル事業も行わない、結果についてもすべてを公表しないという状況で、果たして実態がきちんと判定に反映されるのかわからないという段階で、こういった新しいシステムに移行するということについては大変懸念が持たれるところであります。

変更の中で、先ほど芦田部長からは説明がなかったんですが、調査項目の見直しの話がありましたけれども、認定調査員のテキストが大幅に変わるということも同時に起こっております。これは後からわかってきたことで、1次判定のコンピュータソフトのモデル事業が行われたときには、調査員の判定の新たな書きかえについては反映されていないものだというふうに認識しておりますけれども、認定調査員のテキストの変更については御存じでしょうか。その点をお聞きします。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 お答えします。介護認定審査会の委員長会議の場でこのテキストは既に配付されておまして、承知しております。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ではその内容について、どんな点がどのように変わっているかをお示しをいただきたいと思います。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 まず大きな点としては、介護認定の調査については7つの分野にわかれておりましたけれども、これを5つの分野に縮小されております。それと調査項目事態について、それぞれについて細かい手続のある、ない、あるいはどういう状態のときにあるというふうに判断するかということの修正はありますけれども、大きく言うのは認定調査に基づいて第1次判定のときに使うデータについて、2次判定を行う際に調査員のデータの特記事項が医師の診断書とともに2次判定のときの判断基準、つまり1次判定をそのまま1次判定のままにみなすのか、あるいは軽くするのか、あるいは重くするのかという最終的な判定の段階、2次判定、これは審査会で決

定するわけですがけれども、そのときの資料となりうるものとして、この特記事項と医師の診断書がはっきりと明記されているというところが大きな調査のときのデータの変更の中身だというふうに考えております。

以上です。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 調査員のテキストですがけれども、3年前と大きく変わっている点が多々含まれております。今芦田部長が7分野が5分野になったとかおっしゃられましたけれども、そのあたりの話ではなかなか具体的にわかりづらいと思いますので、具体的な例で少し検証をしてみたいと思います。

新しいテキストに従って、4月1日から申請のあった利用者については調査を進めていくということになるわけですがけれども、例えば申請があった方、その方が寝たきりでご自分の力では全く移動も移乗も、ベッドから車いすに乗りかえるということに移乗と言いますけれども、そういうこともできないという方について、新調査員テキストではどのように結果を出すようにと指示されておりますでしょうか。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 そこら辺の細部については承知しておりません。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 これは大変重大な変更でありまして、今お示ししましたが、例えば全く寝たきりだという方で歩けないという状態の方がおられたとします。その方の移動についての調査項目をどのように調査員が書くべきだというふうに新しい調査テキストで指示されているかと言いますと、選択項目は幾つかあるんですが、1番、自立、2番、見守り等、3番、一部介助、4番、全介助となっております。これが3年前の調査員の手引きでは全介助となっております。ところが認定調査員テキスト2009年の方では、どれを選んだらいいかという1番の自立を選ぶということになっております。移乗についても寝たきりの方でご自分では動けないという方についても同じであります。3年前の調査の手引きでは全介助を当然選んでおりましたが、新しいテキストでは自立を選択するようというふうに指示がされております。

このテキストを見せていただきますと、調査員に3年前のときよりもかなり詳しく指示を迫っているところがありまして、一つ一つの項目で調査において選択する項目、答えで異なった選択が生じやすい点というのまで書かれておりまして、例えば重度の寝たきり状態であり、移乗の機会が全くない状態であるという対象者がおられたとすると、誤った選択として全介助というふう

に書かれております。正しい選択と留意点等というところに1番の自立、介助なしを選択する、重度の寝たきり状態であり、移乗の機会が全くない場合は介助事態が発生していないため、自立を選択するということが書かれており、本人の実態を全く反映しない、むしろ本人の実態と全く逆の判定をするように調査員に迫っているわけであります。

部長の方では細かい中身については把握しておられないということでありましたので、少しほかの点についても疑問に思う点を述べたいと思います。

例えば食事摂取についてですが、3年前の調査員の手引きでは食事の際に小さく切ったりほぐしたり、皮をむいたり、魚の骨を取るなど食べやすくするための何らかの介助が行われている場合も一部介助に含みますとなっていたんですが、新しいテキストではそういう行為は介助に含まないので、そういう場合は自立を選びなさいというふうに指示がされてあります。また食事摂取についてですが、高カロリー液の点滴を受けている場合、中心静脈で栄養のみを摂取されているという方の場合も3年前では当然全介助ということを選ぶようになっていたものが、今回は自立を選ぶようにというふうに指示がされてあります。

また麻痺等、身体状態についての項目では3年前では日常生活に支障がある場合に、麻痺が見られるというふうに判断しなさいと指示されていたんですが、今回は日常生活上での支障に関しては評価はしないというふうに指示をされています。拘縮といって関節が動きにくくなる状態ですけれども、拘縮の有無についても日常生活上での支障を評価する、しないで大きく分かれております。

ここにおられる皆さんは拘縮等は持っておられないと思いますけれども、関節等が動かせないということで、衣類等の着脱に支障がある、または股関節が動かせないためにオムツや下着の着脱に支障があるといった場合も、3年前の調査員の手引きでは日常生活に支障があるということで、拘縮しているということを報告するようになっていたんですが、今回はもし拘縮があっても日常生活に支障がなければそれは全く加味しないということであります。

また短期記憶、いわゆる物忘れというものですけれども、この点についても3年前の手引きではちょっと前の記憶が正確に言えたり、言えなかったりする場合はできないという項目を選ぶようになっていたのが、今回はその場でやった1回限りのことをできていれば、できるを選択すると。もしも家族がふだんは物忘れがひどいという訴えがあったとしても、できるを選択するようにというふうに調査員に指示をしています。薬の服用に至っては今現在薬を投与されているかどうかのみで判断をするということで、3年前の手引きでは今現在投薬を受けていなかったとしても、その方の能力を総合的に勘案してできるか、できないかを判断するようにという指示であ

りましたが、今回については今服用していなければ自立、自分でできると、重度の認知症がある方についても自立を選択するようというふうになっています。

これは今私がお示したのものについては、新しいテキストで変えられたほんの一部でありまして、ほかの点についても甚だ疑問に感じるところが多々含まれているものであります。

今お伝えしたことをお考えになった上で、これで果たして実態に見合った認定が行われるとお考えになれるかどうか、お聞きします。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 お答えします。実際に今回の認定システムを使ってやるというのは4月以降になりますので、その結果がどう出るのかということについては私たちも実際問題としては不安を持っているところです。

ただ、中原議員が先ほどの実例でいろいろ今回の改正について、本来なら全介助のところを自立とするという形で、皆さんが聞かれたらそんなことがあるのかと思われることがあると思います。ただ、そういう形で、今回例えば移動できないのに自立とするのはなぜかということなんですけれども、厚労省が今回の介護認定の検討部会を平成18年から立ち上げて、18年度中に全国の実態調査をやり、第1次モデル事業を平成19年度にやって、それをさらに精査した形で項目をさらに限定して、平成20年度に第2次モデル事業を全国一斉に抽出してやったわけなんですけれども、自立というふうに書かれている事項については、同じように移動できないというふうにしても手間がかかるか、かからないかというのが非常にばらつきがあると。一律に例えば移動できないから50分とか、そういう形で時間に換算することがなかなか統一的なデータとして集中して取れないということについては、先ほど言いましたように特記事項の中でこういう状態であって、この人は、例えばトイレに行くときにはこういう手間がかかるということを書いてほしいと。そして2次判定の中でそれについて時間化をどういうふうにするのかというのを考えるという意味で、そういうところはいわゆるゼロにしているわけです。ただゼロにしているからこの人はゼロに判定されているということではなくて、それは第2次判定のところで医師の診断書と特記事項を勘案して、加算をするという意味でそういう説明がなされていると理解をしているところであります。

以上です。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 介護の手間という言葉なんです、この件についていろいろ調べていっているとよく介護の手間という言葉が出てくるんです。介護の手間という言葉が私自身はとても不自然に

感じるんです。また介護を受けられる方に対して、非常に失礼だなというふうに感じながら介護の手間という、先ほどの部長の答弁を聞いていてふと思い出しました。

部長の話の中で実情を反映させるためにということでしょうか、特記事項で書いてほしいということが繰り返し述べられておりましたけれども、特記事項についてまた別のデータもありまして、ソフトの導入については審査員の負担を軽減するというねらいがあったということでありましたけれども、果たしてこのような調査を実際に行うのであれば特記事項がわんさと書き込むことになって、本当に手間が省けることになるのかなという素朴な疑問はありますけれども、特記事項や医師の意見書等を見て、1次判定の内容が実態と見合っていないということであれば、2次判定で変更しますという役割を果たすのが2次判定の場の審査の場合になるわけですがけれども、この点について疑問に感じているところがありますので、少しお聞きをしておきたいと思います。

まず調査項目の変更のことについて、一番最初に芦田部長が申し上げましたけれども、調査項目、判定項目に関係ないものを減らしたと言っておりましたけれども、暴言や暴行、また異食行動といまして、食べられないものを口に入れる行動など、これらのものを含めて訪問調査の項目から削除して、主治医の意見書で代替することになりました。主治医といえますのはお医者さんですので、いろんなことを御存じいただいていると思いますけれども、果たして日常的に要介護者の介護に当たっているわけではない主治医がどこまで生活実態、身体の状況について意見書に実態を反映できるのかという点について、疑問を感じるところであります。

また認定審査会で出される主治医の意見書とあわせて、これまでは統計資料を出していましたがけれども、それも提出をやめさせたということで結果的にどういう事態が起こるかと言いますと、これまでは2次判定の審査会の段階でさまざまな資料が提出されていたわけです。個人についてこの人はこういう状態ですということについてもたくさんの資料があった、こういうケースはこうなるからこういう判定が必要だという傾向のデータもあった、そういうたくさんの資料が今回すごく少なくなるわけです。そしたら実態に合わせて変えようと思っても、実態がまず正確に把握されるかどうか分からない、判定する、変更するに当たって、変更するに当たっては根拠が必要ですので、その判断に使う材料、資料も減らされるということで本当に実態に見合った判定がなされるか、そのことについては大きな疑問を感じるところであります。

今回の厚生労働省が行ったモデル事業、約3万件行っておりますけれども、この中でも2次判定の変更率が今現在、現行方式で行くと29.8%変更されていたのが、新しい方式に変わると18.3%へと大幅に低下をしてしまいます。果たして生活実態に見合った判定がなされるのか、その点について芦田部長も先ほど答弁なさいましたが、不安だと。私は不安どころではありませ

んけれども、とんでもないことが起こるのではないかというふうな懸念を大きくしているところ
であります。

この運用ですけれども、厚生労働省は4月からの運用についてかたくなにその姿勢を変えよう
とはしておりませんけれども、国に対してこのような運用を見合わせるように求めるべきではな
いでしょうか。その点をお聞きしておきたいのと、時間がありませんので、またこの判定に伴っ
て実態とは見合わずに低い判定が出た場合、必要な介護がなされないという穴のあくケースが出
てくるのではないかということを懸念しております。そのあいた穴を町独自の施策で埋める努力
が必要なのではないかということを感じておりまして、その点についてもお考えをお聞きしたい
と思います。

以上、2点まとめてお願いします。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 まず見直しについての延期の要請ですけれども、現在のところ考えておりません。
これは全国の市町村が一斉にやることでありまして、確かに最近の国の動向は市町村に実際に実
務が来るときの準備もぎりぎりまでやって、本番のものが届くときにはいつもぎりぎりなので、
それは12年の介護保険制度の創立から15年、18年の制度見直しのときも一緒でしたけれど
も、ちょっとなれっこになりましたけれども、やっぱりそれは問題だということは国の方に言っ
てきますけれども、今回のことが特にそのことで、いや、どうしてもという形にはならない、実
際に私たちも先ほど言いましたように、ふたを開けてみてどうなるのかということで、判断をし
ていくより仕方がないというふうに感じているところです。

ただ、余りにそういう実態の、この人は本当は支援なり介護サービスが必要なのに、これだけ
軽くなってサービスを実際にならないという状況の差というものが大きくなれば、次の制度改善
に結びつける一つの実例としては挙げていって、今介護保険に関しては市町村と府、あるいは府
と国とのキャッチボールというのは、比較的まだほかの事業に比べてうまくいっているのではな
いかというふうに思いますので、そこら辺で反映していきたいと考えているところです。

それから2点目にもしそういう実例が出てきた場合に、町単独でそれをカバーするような新た
な事業を起こすかということについては、現在のところ考えておりません。

以上です。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ぎりぎりなことに多少なれっこになってこられたということで、今回の件につき
ましても、当初は段取りとしては新しい認定制度、このソフトの運用ですが、これについては2

月スタートということを知っていましたが、それを1月28日に突然に4月1日から始めるという連絡があったということもお聞きしたりしておりますので、実際の担当としては国に振り回されて大変であろうということはお察ししますが、先ほど来お伝えしてきたとおり、新しい制度に移行した後のことを考えますと、実態に見合うような要介護認定がなされない可能性があり得るということは容易に予想がつくことでありまして、ふたをあけてみてどうなるのかなというのきななことでは、住民の皆さん、また利用者の皆さんの生活に大きな支障を来すのではないかと懸念を大きくしているところであります。

国に対して新しい制度の運用を見合わせるように求めるつもりはないということでありましたが、これについては実態が明らかになってくるたびごとに求めていっていただきたいということをご改め求めておきたいということにしておきます。

差が大きくなれば次の制度改正に反映するということがありますけれども、差が大きくなって次の制度改正まで待てないというのがこういった制度の利用者であります。利用者ご本人ももちろんですし、その家族にとっては死活問題なわけですから、この問題については必要な対策を早い段階からとっていくことを改めて求めていきたいと思っております。

残り時間が少ないので、3点目の深日漁港周辺の埋め立てについて短時間でお聞きしたいと思います。

この埋め立て事業については、今から16年前、1993年にマリノベーション拠点漁港漁村総合整備事業として当時水産庁の認定を受けていた事業で、岬町では深日と小島の2カ所において整備事業が行われています。以前埋め立てに伴って悪臭が発生したこともあり、深日漁港周辺の方々にお話を聞く機会もありましたので、今回は深日漁港周辺における整備についてお聞きしておきたいと思っております。

当初の計画と比べて、さまざまな情勢も変化し当初の計画を大きく変更せざるを得ない状況に至っているというのが現在であります。中には当然見直すべきものも計画として盛り込まれていましたので、計画の見直しについては妥当な部分もあると考えますが、今現在は基本的な埋め立てが完了し、今後どのように活用していくのか十分な検討が必要な時期に差しかかっていると考えます。

今後の整備の計画と活用方法について、答弁を短くお願いいたします。

谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

松永事業部長 ぎりぎりのところでご質問をいただきまして。

深日漁港でございますが、御存じのように今中原議員ご質問の中でもおっしゃいましたマリノ

バージョンでやっているところでございますが、現在埋め立て免許は21年度で完了して、土地としては所有権は大阪府でございますが、岬町の区域に含まれることになっております。それ以降の整備につきましては、御存じのように大阪府は今財政健全化の真っ最中でございますが、23年度以降に環境整備の事業が予定されておまして、それが済まないで完成という形にはなりません。この予算がいつつくかというのは、今の現状の大阪府では検討できない状況でございますので、それが済まないで、23年度以降の予定が立たないと港としてはどういうふうになるかというのはまだわからない状況でございます。岬町としましては、今後使用用途それから利用方法等について地元の方々と一緒に検討する会議を立ち上げて、大阪府も含めて一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 今、部長の答弁の中で、今後について予算の関係上やや見通しが見えない部分があるとのことでしたが、利用の仕方について地元の皆さん、また漁業関係者と意見をきちんと聞いて、協議をしていく場を設ける予定だということが確認されましたので、その方向で力を入れていただきたいというふうにご要望を申し上げておきたいと思っております。

この場所につきましては、漁業関係者はもちろんですが、近隣住民の方々の声をよく聞いていただいて、漁業の振興も含めて、真に岬町民、広くは府民に親しまれる場として広く活用されるように、計画を練り上げる段階から住民の皆さんの声をしっかりと聞いていただきたいということを重ねてご要望申し上げて、質問を終わります。

以上です。

谷本 貢議長 中原 晶君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は50分からです。

(午後2時41分 休憩)

(午後2時50分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

まず1点目が町有財産の有効活用ということで、淡輪地区の夕野池についてです。

現在平野地区の町有地売却に向け手続中である。購入者は住居を構え、永住されるため町にとっては一石二鳥の効果となる。今回提案したい町有地の有効活用は南海みさき公園駅に近い夕野池である。現在、水利利用としても不要で、防火用水は別の施設で対応でき、強いて言えば住宅地の雨水貯水池として使用され、土手の補強が必要に応じてされ、夕野池の面積はため池部分で1,640坪、堀等部分で480坪、合計2,120坪である。幸いに現在第二阪和国道の淡輪ランプ供用開始に向けて工事中で、相当量の残土が発生するため国交省として土採り跡地への仮置き、岸和田地区への埋め立て用として契約されているが、まだ多くの残土の処分が発生すると聞き及んでいる。その残土を埋め立て用に使い、なおかつ処分費用をいただければ造成費用を賄うことができるのではないかと。近隣環境等も配慮した土地造成を進めれば平野地区町有地売却と町にとって一石二鳥の効果となる。他に調整すべき事項も抜けている点が多々あるかも知れませんが、町有地財産活性化のためにぜひ実施されたい。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

町長、石田正弘君。

石田町長 鍛冶議員のご質問にお答えいたします。

夕野池、上池の方だと思いますけれども、確かに以前は西水利組合の水利権が設定されておりまして、農業用水として使っておりましたけれども、現在水利権は放棄されておりますので使用しておりません。ただ夕野池におきましては、11代の垂仁天皇の船遊びをしたという伝承が残っている由緒ある地でございますので、本来であれば水を満タンにたたえながら、そういった景観を残しておくのもまた岬の観光にとってはよいことかもしれませんけれども、ただ現在水利権がなくなった時点では管理上水を抜いているという現状でございます。

今後の利用でございますけれども、今、議員がご指摘のようにあの地域の住宅地、約13ヘクタールと山林の13.5ヘクタール、26.5ヘクタールの先ほど言いました雨水等の調整池という形での機能を持っておかねばならないんですけれども、ただそれも今の約3分の1を確保すれば足りるかなという気はいたしております。

したがって約1,600坪程度の中の3分の2は議員おっしゃるように、埋め立てすることも可能かもしれません。ただ第二阪和の残土の件でございますけれども、確かに今現在のはたまたまいいタイミングで阪南市との境界のトンネルを掘っている中での残土が出まして、多奈川の土採り跡地に受け入れをして、国交省から費用が出ているという形で町財政にとっても非常にあ

りがたい結果になっておりますけれども、今後の先線の進捗によりまして、どれだけの残土がどの時点で不要になるかというところがまだはっきり出ておりませんので、その辺の問題はこれからあろうかなと思っておりますし、そもそも池を埋め立てるにつきましては下にヘドロが恐らく堆積しているということで、地盤改良しなければなかなか宅地としての造成というのは費用がかかってこようかと思っておりますし、流用的には土採りの今現在受け入れしている場所の約10分の1程度の流量しかございませんので、その費用と勘案していくと造成費用とどれだけ見合うかなという懸念はまだ残ろうかと思っております。ただ非常に斬新なご提案でございますので、その辺我々も心にとめながら今後の進捗を見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 私も全然素人でただ提案しただけですけども、今現在夕野池がそういう状況でありますから、財政の厳しい状況の中で活用すればということで提案させてもらったんですけども、土採り跡地の残土を使うことは別にしまして、あれを宅地造成するために3分の1は貯水池として使って、残り3分の1宅地造成する場合に実際に造成費用がどれくらい要するのか、それはあとすぐには分譲できませんけれども、分譲したとしてどれくらいの価格で売れるのかということでの、今厳しい財政状況の中新しい事業は起こせませんけれども、その辺のつり合いもお聞きしたいと思うんですけども、その点よろしくご回答お願いします。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 お答えさせていただきます。ただ現在の中では、どれだけの費用かという点と、それとこれだけの土地価格が下落した中での分譲の価格でつり合いが取れるかという細かい正式なところは出ないんですけども、ただざっと今超概算で計算してみますと、なかなかあの部分での分譲で造成費用が賸えて、なおかつプラスになるということは若干考えにくいというのが現時点での判断でございます。ただバブルというのが二度と起こるのかどうかというのはございますけれども、確かにバブル期は非常に高い値段であの一带の地域の宅地の値段がついていたという状況はございますので、これからの動向というのは注視していかなばならないと思っております。

ただ現時点では、造成して宅地分譲してもプラスになって町財政が潤うという判断には至らないという判断をいたしております。

以上でございます。

谷本 貢議長 鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 突然に採算面をお聞きしまして大変失礼かと思いましたが、あれを有効に

使おうという頭があれば、二国の残土のときにそれがチラッときて、当然手を打っているべきではないかと思うんです。そういうことも合わせまして、だれかが石を投げないことにはあそこは開発されないということで提案しましたので、先ほどありましたけれども将来に向けて検討するという事ですから、よろしくお願いします。

続きまして、2点目の定住対策を勧め人口減少の歯どめをするということですが、本件については今まで先輩議員が何度も一般質問され、私も平成18年6月議会で一般質問いたしました。そのときの質問内容と答弁は別紙のとおりですが、答弁の抜粋は以下のとおりです。

1、空き家情報を町内、近隣市町と町外の不動産業界に提供すれば効果的である。2、町内の空き家状況や、所有者の意向調査を検討し、多様なニーズに対応できる住宅情報を提供することにより、人口増を図る。3、新たな定住促進策は企画部が中心となって、広く町職員のアイデア募集を募り推進していく。4、町の知識、見識、アイデア等余すことなく活用した施策を構築展開することにより、岬町が魅力にあふれ、住んでみたい、暮らしやすい町にするよう取り組んでまいりたいという回答をもらったんです。それ以後約3年弱経過いたしました。効果のほどをお聞かせ願いたいと思います。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 鍛冶議員の一般質問にお答えします。

平成18年6月議会におきまして、定住対策ということでご質問いただいております。先ほど1番から4番までの前回の回答の中身を大体お話いただいたわけでございますけれども、私も一応順番に分けて、通してお話させていただきたいというふうに思います。

まず1番、2番につきましての空き家情報の関係でございます。空き家情報の提供などの施策につきましては、過疎地域自立促進特別措置法による過疎市町村が空き家の対策を国の支援を得て実施しておりまして、本町もその対策を検討してまいりました。しかし大阪府には過疎市町村がなく、国の助成の活用例も大阪府内では実績がございませんので、不動産を取り扱う業者や、販売センターを取材しまして、空き家情報の提供について、岬町におけます不動産業者の実情を把握してまいりました。

実態としましては、不動産の需要は空き家などの中古物件の購入意欲は低く、新築物件を購入することが大多数とのことございました。その理由としましては、空き家などの中古物件から生じる修繕経費を敬遠することにございます。新築物件につきましては、淡輪地区は利便性から需要が高い傾向にございます。深日地区、多奈川地区におけます物件は需要が低い傾向にあります。孝子地区につきましては物件自体が少ない、供給もまれな状況にございます。

所得階層別では高所得者の方は、空き家など中古物件を敬遠する傾向は少ないということがわかりました。それはあくまで希望する場所にこだわるということで、その場所に中古物件が立っていても購入するという傾向にあります。しかしそれ以外の方では、空き家などの中古物件はリフォームやら、後からの修繕などにコストがかかるということから敬遠されるという傾向にあります。また、不動産業者の方では空き家の情報の提供を受けても、そもそも需要が少なく、賃貸にいたしましても手数料が低廉であるということや、尾崎にありました法務局が岸和田に移ったということもありまして、岬町の物件では時間がかさみまして、採算面が非常にシビアであるという説明もございました。特に町外の業者では、岸和田から遠い物件は敬遠するとの説明もございました。

これらの分析を取りまとめた結果、当面は需要の少ない空き家情報よりも、子育て世代が岬町内の新築物件を購入することを促進する方が転入につながるというふうに判断しておりまして、空き家に関する所有者の意向調査や、空き家の情報提供は見合わせてきた状況でございます。

今後の空き家情報の活用といたしましては、財団法人地域活性化センターの移住・交流受け入れシステム支援事業を活用するなどして、専門的知見を有する有識者を招きまして、指導を受けて制度設計を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから3番目でございます。定住促進策はどんなのがあるのかと。町の職員のアイデア等を募っているのかというご質問をいただいております。いずれにしても新たな定住促進策につきましては、移住・交流推進機構、JOINというポータルサイトに加入しております。これは平成19年12月に加入しておりまして、1年3カ月を経過しているものでございます。

JOINの主たる事業は、都市から地方への移住や二地域居住といった新たなライフスタイルを広く周知するとともに、移住・交流への潜在的な希望を具体的なニーズに結びつけるために、ポータルサイトの運営やメールマガジンの発信などを行っております。

大阪府内では岬町だけが加入しております。岬町の魅力ある暮らしの話題を町の職員などから募りまして、JOINのポータルサイトで提供しているところでございます。

大都市圏以外の地方では、団塊の世代の大量退職時代、都会の退職者に地方の田舎暮らしのよさをアピールして、地方に移住してもらおうという取り組みが行われていますが、岬町におきましては不動産取引の実情を把握した分析から、退職者より若い層であります子育て世代の移住につながるように、コンセプトを「都会に近い自然三昧の岬町でわが子を元気に育てよう！」ということを中心にしまして、団塊の世代よりも若い子育て世代をターゲットにしてJOINで周知しているところでございます。

また不動産取引につきましては町が直接できない事業でございますので、職員が町内の住宅展示場にも出向きまして、交通や学校、買い物だけの情報を案内するのではなく、JOINに掲載しております岬町の魅力的な暮らしの話題も活用するように、側面的なサポートをしてまいりました。地道ではございますがこれらの取り組みが一因であるのかと思います、現在、淡輪の新築物件には退職者だけでなく、子育て世代が転入してきていただいております。

19年度の淡輪地区の転入者は383人、転出者は319人。転入が転出よりも20%も多い状況になりました。これは5年前の14年度の12%よりも8%も高い状況になっております。淡輪地区については一定の成果が見られているわけでございますけれども、先ほども説明させていただいたと思います、深日地区、多奈川地区、孝子地区につきましては転出が転入よりも多いような状況でございます。

そこで20年度では、退職者の移住に積極的に取り組んでいる和歌山県が開催しましたJOINの交流会にも参加しております。都市部に近い岬町では子育て世代の転入につながるものがベストでございます。和歌山県は過疎市町村での転入の施策の実績がありますので、これを参考にさせていただきまして、田舎暮らしにあこがれる退職者の転入促進についても検討しているところでございます。

特に空き家情報の活用につきましては、移住・交流受入れシステム支援事業に取り組んでいる和歌山県紀美野町の事例発表を研究いたしまして、本町での制度設計につなげたいというふうに考えております。

それから4番目に、岬町の取り組みはどうかと聞かれております。それにつきましては、平成19年度に電源地域振興センターが主催するマーケティング支援産品相談に参加しました。大阪にあります二つの百貨店のバイヤーと直接面談しまして、販路やブランド化などにつきまして、情報の交換をしてまいりました。

これによりまして、平成20年8月に開催されました関西国際空港での泉州にぎわいフェスタでは、岬町の特産品としまして、昆布それからシイタケをイベントの景品にしてPRをしてまいりましたところがございます。また東京でも地域活性化センターのふるさと情報プラザの展示コーナーにおきまして岬町産のワカメのPRを行っております。地産地消で地元の新鮮で安全な特産品が手に入るということも、岬町の魅力の一つでございます。今後も町外へのPRに努めてまいりたいというふうに思っています。

また平成19年度に市町村がかかわる観光事業の考察を行いまして、観光マーケティングの取り組みによりまして、この4月に岬町にバスツアーが来ることになりました。初めての試みのバ

スツアーは泉州地域プロモーション実行委員会が主催しております。大阪府や関西国際空港株式会社なども協力して行っているものですが、岬町が実行委員会のバス部会の取りまとめということで、バス部会長となりまして実現に努力してきたものがございます。

都市圏の大阪市の梅田を発着の地としまして、バスツアーで岬町を訪れていただくことで、都会の方々に岬町の魅力を紹介し、住んでみたい、暮らしてみたいというふうに感じていただける施策につながるものだというふうに思っております。

それから今回の機構改革では企画部の分掌事務に定住交流政策を入れております。平成19年度の人口の内訳では、出生が96人、死亡された方が239名という状況でございます。少子高齢化、人口減少社会を迎えておまして、定住人口は確実に減少する傾向でございます。岬町の魅力を感じていただく取り組みを進め、定住人口の確保と岬町を訪れていただく交流人口の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 本件を一般質問させていただきましたのは、大変失礼ですけれども、前回の質問のときの答えについて全然反応がなかったと。だから一般質問したときにただ答えたらいいというだけではないかなという意思もありまして、意地悪かもわかりませんが質問させてもらったんです。結果、今ありましたようにいろいろと取り組んでおられるということを知りまして、心強く思ったんです。きょう、皆さんにもこれが入っていると思うんですけれども、こういうものとかJOINに入っているいろいろやっていると。大阪府では岬町は過疎地ではないけれども、和歌山の方にも入っているということで喜んでる次第ですけれども、あと1点、望海坂のように、新築するところは業者がしっかりとPRして売り込むということでいいんですけれども、やはり私は特に空き家、相当な数、現町長に就任された後ずっと回られてその状況を把握されていると思うんです。その情報を上手に生かしてもらいたいなと。当然新築の方はどんどん来てくださいと。なおかつ今ある空き家を上手に使っていただきたいということで、伊豆の方に住みませんか伊豆市がそういうことをやっているわけです。

4点ほどありますのでちょっと棒読みしますと、1番目としまして、空き家を所有し、賃貸や売却を希望する市民がその物件を市の空き家等の台帳に登録するというのが1点。市は集まった空き家情報、建物写真や場所などをホームページで公開する。3点目が空き家を利用して伊豆市移住、定住を希望する人に対して市が台帳の詳細情報を提供する。契約は所有者と移住希望者同士でさせるということで、これをホームページに載せて推進しているということです。

今の答弁で大体状況はわかりましたけれども、この辺を現在住んでいない空き家、岬町は観光地としても伸ばさないとあかんとこですから、空き家が放置されますと荒れていきます。そういうことも考え合わすと、空き家をフル回転できれば一番、一石二鳥になると思いますので、そういう点をホームページにも載せていただきたいと思いますので、

最後にこの件について町長にご意見がありましたら、お願いします。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 私が就任させていただいてから、各区長さんとともに各区の空き家情報を収集したところ、300件を超える空き家情報が集まりました。ただ先ほど企画部長の答弁にもありましたように、すぐ住めるという状態の空き家というのがそのときの情報では少なく、私も2軒ほど来た方をご紹介して回ったこともあるんですけども、やはりリフォーム代にかなり費用がかかるので今回は見合すという形での結果に終わっています。ただ、中にはいい状況の物件もあろうかと思しますので、今、議員ご指摘の伊豆市の例も参考にさせていただきたいと思っております。

それ以外にも我々の町の中で、NPO法人岬まちづくりワーカーズという団体が頑張っておられます。そしてまた何度も申し上げますけれども、岬町のゆめ・みらいサポート事業のサポーターとなっただきまして、大人の林間学校という形の事業を孝子小学校でずっと開催していただいております。

2007年から始めていただきまして、現在21回開催しているんですけども、延べ人数は385名の方が岬町に訪れておりまして、中には見えますと同じ方が何度も繰り返し来ていただいている形にもなっておりまして、私も何回か大人の林間学校に出席させていただいたんですけども、非常にいい町だという形で何度も足を運んでいただいている中では、そのうちに定住という形にもつながってよいかと思っておりますし、こういった事業は我々もサポーター登録していただいておりますので、どんどん応援していきたいと思っておりますし、また町におきまして、ハイクで俳句という形で3回吟行を町内でしております。これも毎回50名近くの町外の方も含めて参加されておりまして、町内のいいところをハイキングしながら俳句を読んでいくんですけども、この方々も3回連続おいでいただいている方とかもいらっしゃいますし、その方々のご意見を聞いていますと、非常にすばらしい町だというご意見も賜っておりますので、そういった方々、こういった事業を通じながら定住という形につなげていければと思っておりますので、これからもいろんな形で勉強させていただいて、実現につなげていきたいと思っておりますので、またこれからもご指導よろしくお願い申し上げます。

谷本 貢議長 鍛治末雄君の質問が終わりました

次に田代 堯君。

田代 堯議員 朝の10時から長時間にわたって大変最後までございますけれども、職員の皆様、また後席の議員の皆さんに置かれましては、しばらくの間ご清聴賜りたいと思います。

ただいま議長から質問の機会を得ましたので、ただいまより一般質問を行います。

今回からは一問一答という方式で、非常にお互いにやりにくい点もあろうかと思っておりますけれども、そういうやりとりの中で、大変失礼なことがあったらただただお許しをいただきたいと思っております。

まず冒頭に、私の質問の内容は通告しております岬町土地利用整備計画についてであります。この件について3点ほど順次質問をしたいと思っております。

まずきのういただきました予算の特色で、きょう町長から冒頭に政策的な説明があったわけですが、その中に本町の財政は町税収の減少や公債費の増加等により、歳入、歳出のバランスが崩れ、各基金の取り崩しにより収支を調整するという非常に厳しい財政運営を続けておりますと、このようになっております。そのことを踏まえて今回質問に入ります。

まず初めに、これは昨年、一昨年も質問させていただいたんですが、町長は町長選挙のときに町民の方と約束をされたのは、財政はまだ大丈夫だと。土地を有効に活用することによって岬町の財源が十分に確保できると。増税もすることはないという力強い公約を住民になさっております。その後、町長就任後大きな変化がどのようにあったのか、数字をもってまずお示しをいただきたいと思っております。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 まず財政におきましては、非常にまだまだ大丈夫という形、それが厳しいと、その辺が差があるではないかということだと思っておりますけれども、確かに私が就任する前、また就任した直後もすぐにでも岬町は財政再生団体に落ちるだろうという形で、大阪府内でも1、2を争う悪い団体だという形で言われていたところでございますが、最近の発表で岬町はそれから外れているところになっているんですけれども、ただ時代の流れといいますか、急速に動きがございまして、今回につきましても1億円の税収減という状況になるという形になっております。

その中で当初予算につきましては基金の取り崩しという形で対応しておりますけれども、20年度につきましても決算を待たなくてはいいけませんけれども、予算とは中には反映されない振興補助金とか、あるいは不用額がどれだけ出るかによりまして、21年度の予算につきましても2億少しの基金を取り崩しておりますけれども、最終はもう少しよくなるのかもという形で思っております。

その中で土地の有効活用という形を私も公約に上げさせていただきました。これで私が就任してから現在までどれだけのものかと言いますと、まず不用な土地の売却におきまして、2,400万近く、正式には2,400万8,480円という金額でございますが、その不用な土地を売却して収益に上げさせていただいております。それからあと貸付でございますが、土地貸付収入と、行政財産の目的外使用という形で20年度の見込みも入れまして、合わせまして981万6,754円という数字になっております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 平成19年度の6月定例会で、町長は今おっしゃったように私の認識不足であったと。当初はもっと大丈夫かなと思ったという答弁をいただいております。平成17年度の予算では有効利用については15万ぐらいしかなかったと。その後18年度は600万円近くあったと。今の説明でいきますとかなりの有効数字が出ているわけなんですけれども、町長にお尋ねするわけなんですけれども、超過課税をかけておられますね。このときの状況というのは恐らく固定資産税が非常に土地の値が下落をしてやっていけないということから、平成19年、20年、21年、3年間をめでに超過課税を住民に対して負担を求めた、これについて結局8,000万か1億、数字は定かではないんですが、それだけの税収があったと。もっとあったかもわかりませんが、それがあったからこそこの3年間やってこれたのではないかなと私はそう思っているわけで、決して町長がおっしゃるような土地の有効活用することによって増収がアップして財政は大丈夫だということにはならないのではないかと思いますけれども、先ほど2,400万プラス980万ほどの有効利用であったということについては評価はいたしますけれども、当初の公約でありますところの、まだまだ大丈夫というのはいささか町長の公約には勇み足であったのではないかという気がするわけなんですけれども、今後いわば3年間、超過課税をかけてきて今年度がちょうど3年目に当たるわけなんですけれども、次年度、20年度以降超過課税については一応見直しをするということになっているんですが、どのように考えておられるのかその点をお聞きしたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 確かに超過課税におきまして、19年度約2億4,000万ほどの税収アップにつながっているかと思っております。したがって、19年度久しぶりの単年度黒字が出たわけでございますが、かと言いまして1億の基金を積んで2,000万少しの黒字という事でございますから、もし超過課税がなければ逆にそれだけのマイナスが出たという結果にはなるかと思

ております。したがって、この超過課税がなければ岬町の財政は非常に厳しいところになっていたのかと思っております。ただ、これは超過課税をかけさせていただくときに申したように、固定資産の価格、評価がぐっと落ちてきているという中で、我々としては一定レベルの歳入を確保したいということで、当時のご説明をさせていただいたように16年度の水準程度の税額で推移していきたいという形での改正させていただいたところでございます。

22年度以降につきましては、これからの土地の価格の変動を見ながら慎重に検討していく必要があるかと思っております。とにかく再生団体にはならないような形での我々も検討していく必要があるかと思っております。

以上であります。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 結果的には土地の有効活用で税収に、固定資産税に見合う増収は得られなかったと。結果的には町民にそのつけを回して税収を得たと。つまり総額になりますと、僕の手元の議事録でいきますと平成19年度の予測収入額に超過率を掛けて、100分の1.7を掛けますと、13億9,400万、これだけのいわば固定資産税が上がっているわけなんですから、その点はやはり町長ももっと住民に対して、自分の約束したことに対して、また公約と違ったことは素直に率直に認めていただきたい。今後こういった課税の見直しについては、必ず3年間という期日を本会議でも、委員会等でもおっしゃってるわけですから、議案書がどのようになっているか私はわかりませんが、その点は来年必ず見直しをしていただいて、住民の負担の軽減をしていただきたいと、このように申し添えておきます。

それから次に、土採り跡地についての質問をいたします。過日、全員協議会でもこのことについては担当の部長からいろいろ説明がありましたので、あえてここで重ねて言う必要はないと思いますけれども、3社進出企業の会社が大沢工業さんを除く2社がすべて撤退をしたと。つまり資格期限執行になったということなんです。土採り跡地というのはご承知のとおり、関空を建設するために岬町は貴重な財産をただで関空の建設事業に投資をしたわけなんです。その見返りに跡地をちゃんと整備をすると、大阪府との約束があるんです。これが今日大阪府との相談の上で、この事業を進めてこられたんですけれども、結果的には白紙の状態になって、一から仕切り直しになったと。このことについて、町長は住民に対してどのような説明責任を果たされるのか、お尋ねしたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 ただいま議員からの白紙というのは、あくまでも企業誘致の進出予定者がなくなった

という点の白紙でございますね。全体の部分で申し上げますと、確かに大阪府との中で、土をただで取らせるかわりに整備は大阪府でしていくという約束の中で着実に今進んでいると。ただ、維新プログラム案の中で建設費に関しては2割カットという形が出されておりますので、その分に関しましては、3年間におきましては先送りという形になっていこうかと思っておりますが、ただ、整備につきましてはきちんとやっていくという形に我々も認識しております。

ただ、その中で企業誘致につきまして、せっかく、確か7社でありましたけれども、その応募の中から3社を進出予定公社として選定しながら、2社が今回見直ししてしまったという点につきましては、残念な結果だと思っております。ただこれにつきましては、特別委員会でもご検討いただいていますように、基本コンセプトの見直しも含め、そこも視野に入れながらもう少し幅広い企業の誘致活動に大阪府とも十分協議をしながら、協力体制を進んでいくということでございますので、何ら大阪府の方が今回で全く手を引いてしまうということではないという認識に立っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 事業は継続していくので白紙ではない、企業が撤退したことが白紙だという、私はそういう認識で申し上げたんですけれども、結果的に町長就任されてからこの土採り跡地については確かにグラウンドの整備とかいろんなインフラ整備はできております。しかし、肝心な多目的公園としての事業というのはまだまだ進んでいない、そこへこの3社の方が希望をされてきたと。その方が撤退するに当たって、過日の委員会でも私は申し上げましたけれども、なんら担保もなしで、ただ自分のところの勝手に岬町から撤退させていただきたいといって、そのまま岬町は黙ってそれを了解せざるを得ない、そういった企業の誘致の仕方というのはいろいろあるかと思うんですけれども、私は岬町にとって、住民にとって大きなマイナス、この3年間、2年間というのはマイナスだったと、このことを私は指摘をしているだけで、ただ事業が進むからと、早くにこの事業期間は終わってないといけな。それがいまだに伸びてきているわけですから、私は先日大阪府の空対室、今の名称は変わっておりますけれども、担当の方と電話でお話させていただきました。確かに事業部の担当の方は企業誘致にかけて一緒に大阪府の方と汗をかいた、このことは報告も聞いておりますけれども、トップと一緒に企業に訪問したというのはそのときには出なかったわけですが非常に難しいと。いろいろ希望があるけれども、非常に難しいと。そんな難しい中でも一生懸命努力をしてやりますということをおっしゃっていました。なぜかと言いますと、この前に2009年の2月21日、土曜日なんですが、朝日新聞に麻生事務所からの要請ということで、橋下知事私設秘書の活動公開というのが、皆さん御存じだと思うんで

すが、この中に岬町に関する事柄がありまして、ちょっと読みますと、「岬町の関西空港の土砂採取跡地に進出を希望する民間事業者からの問い合わせがあったとして現状を質問」（10月1日、空港推進課）となっているんですけども、こういうことから確認の意味で電話をさせてもらったところ、非常に難色を示しているという返事だったので町長自身も企業誘致については非常に難しいと。ましてや今のこの時世ですから大変難しいとは思いますが、町長は20年3月の定例会のときにおっしゃっていたのは、現在大阪府とも協力をしながら、3社の企業が岬町にとってすばらしい計画を出していただけるよう鋭意努力をいたしておるといいながらも、目先の利益だけでなく岬町にとってすばらしい進出であることをトップの方と十分話をしていて、このように私に答弁していただいているわけですが、その後撤退という話になっているので、町長の真意はどこにあるのかなというふうに、ただ疑問を持った次第であります。

そういうことから、今後多目的公園についての計画性をどのように立てていかれるのか、どのような誘致活動をやれるのか、あとがまだありますので簡単に答弁していただきたい。

それともう1点、町長申しわけないんですが、前にも質問させていただいた大阪府有林の多奈川西畑の府有地ですけども等価交換、このことについても町長は公社がいつまでもその土地を持っていてもあかんから、できるだけ企業誘致で売却したいという意志が働くだろうと、非常に企業誘致に拍車がかかり、その辺がメリットだということをおっしゃってますが、その後等価交換した土地については、どのような動きになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 まず1点目の進出企業のトップとの話でございます。これにつきましては、例えばイセ会長ともお話しした中で、我々が望んでいる環境基準が非常に高いものだったと。イセ会長からすると進出の意欲というのは衰えてないと最後まで思っておりますし、そういうご発言もございました。ただ我々の望む環境基準をクリアしての進出が難しいという中では、残念ながら進出ができなかったという形になっているのかなと思っております。

それから、33ヘクタールの土地の件でございますが、これにつきましては前回も申しましたように、財産区の中での土地との交換も進んでいるんですけども、近年33ヘクタールの付近の民間所有地の山林で開発が進んでいることから、現在も所有している周辺の山林等一帯的に町有管理することによって良好な地域の自然環境保全しながら、地域振興や自然に親しむ地域づくりを行っていけると、またいくことが住民のみならず岬町全体に有益なものと判断されたものであって、直ちに活用を行うために再訴求したものではありませんし、今の33ヘクにつきましては、これからの近隣の動きを見ながらそのまま保有という形になるかと思っております。た

だ、平地の約2ヘクタールの部分につきましては、最終的には大阪府のものになっていくと思っておりますので、これにつきましては、これからも大阪府自身も自分の持っている土地の有効活用というのは積極的に進んでいかねばならない状況でございますので、その分につきましては我々と一緒になって企業誘致にますますご努力いただけるものと認識いたしております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 白紙になった今日、大阪府の窓口の考えは農業系は参加希望あるけれども、それも内容の説明で非常に難しいという話も、電話だったんですが、そういう中で非常に岬町の土採り跡地の企業誘致については、なかなか先が見えてこないのと違うかなと私はそう感じておりますし、今町長の答弁でもなかなか難しいのかなと思いますけれども、これはあくまで約束事ですから、関空の土採りをしてもらうときに岬町も取ってほしいという要望もしましたけれども、あくまで跡地を、土をただで提供するかわりにちゃんと跡地整備をするという約束事ですから、橋下知事もあれだけの立派な方ですから、トップ同士で話をさせていただいて、やっぱり約束をきちんと守ってほしいとあえて町長に再度強く要望しておきたいと思っております。

それから都市公園の問題なんですが、確認も含めてしますから町長の方で答弁がもししくかいたら担当の方でも結構ですけれども、できれば町長に確認をしたい。

この件については、平成19年6月と9月議会において一般質問をしておりますが、明確な答弁はいただいております。既に1年半が経過しておりますが、ぜひとも明確な、実のある答弁をいただきたいと思っております。

まず平成19年3月の事業委員会の資料の中で主なスケジュールとして平成19年3月中に南海と覚書を締結をし、さらに3月中に都市公園区域の変更については駅前部分、大阪ゴルフ部分の工事を行う。平成19年4月、駅前部分の都市計画変更の件と、さらに20年度中に都市計画変更駅前部分となっておりますが、いまだ駅前部分についての都市公園区域の見直しと計画の変更が示されていないのはなぜか。

2点目で見直しに当たって、大阪府公園課、さらに総合計画課との間で十分な協議がなされたと報告を聞いていますが、いまだ計画が見えてこないのはなぜか、町長にお伺いしたいと思っております。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 今ご質問ございました、19年3月の議会では駅前とゴルフ場同時に見直すという説明があって、それと違うのではないかとこのところだと思うんですけれども、みさき公園は都市

計画法に基づく都市施設としての公園、この部分と都市公園法に基づく公園、この二つの法の規制がかかっているということをご承知だと思います。都市公園法の公園の設置者は我々岬町でございますので、都市計画は大阪府決定となつて、ここは違うところでございます。

19年3月の当時の事業民生委員会では、ゴルフ場と駅前の都市公園法の公園の見直しを19年3月中に行つて、駅前の都市計画の見直しを20年度中に行つてという説明を確かにさせていただいております。その後大阪府との協議の中で、駅前部分については都市計画の手續上、都市公園と都市計画の見直しを同時に進めるべきであるとの助言を受けて、ゴルフ場部分の都市公園の見直しを先に進めることといたしております。地権者であります南海さんの方とも協議をして、19年7月こちらにゴルフ場部分の都市公園を見直したということでございますが、まず基本的に都市公園法という部分と、それから都市計画法がある、そして都市計画法の網を外すためには我々の上位計画である総合計画が現在3次の総合計画の中では、あの一帯すべてがレクリエーション地域の指定をしてしまっているという部分がどうしても大阪府の方からしても、岬町の一貫性が取れていないのではないかとご指摘を受けておまして、これは確かに我々もその通りでございますので、これにつきましては総合計画の見直しをしない限り、都市計画法の網を外すことはできない。ゴルフ場につきましては、あくまでも緑の部分は変更ございませんので、都市公園法の網は外せたというところでございますので、この辺はご理解賜りたいと思っておりますし、その部分では総合計画の見直しという部分でこれからも進めていきたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 町長はさらりと流されましたけれども、これは平成19年3月12日の事業民生委員会の資料で、その中で大阪府との協議の中の内容が、関係機関と協議が済んで大阪府の関係機関である公園課、総合計画課とは事前に相談を始めておりますが、おおむね町の考え方については理解をいただいていると。町の公園行政の考え方、駅前開発の考え方を整理して見直しの協議を進める方針を確認しております。これは19年3月12日です、議会の条例改正の付託案件の中身。先ほどの主なスケジュールもここに載っております。このとおりにやるということで恐らく当時の議員さん、委員さんは了解をなさったのと違うのかなと。私はその席におりませんからわかりませんが、私はこのようにして協議は十分済んだと、これは間違いありませんね。町長に再度お尋ねしたいです。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 ただいまの報告に間違いはございません。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 それでは確認をしたいと思うんですが、これは大阪府知事から入手した、私があるところから入手した資料なんです。岬町の担当の方が十分協議をなさった中身なんです、この中身を少し抜粋したものを読みますと、内容は大阪府と岬町で協議したみさき公園区域変更と都市計画変更についてに関する資料についての確認をいたします。

まず、平成18年7月13日なんです、条例改正をやる前なんですけども、南海電鉄より土地使用貸借の解除と都市計画区域から外してほしいと申し出があった。同年の9月14日、岬町側が府に対して財政難のため、一番の優先事項は町の活性化なので、この申し出の機会は絶好のチャンスと思っている。また岬町役場をみさき公園前に移転するための用地を南海に確保してもらおうとの説明もしている。さらに府公園課からは借地契約の解除による一部都市公園区域の排除は、都市公園法第16条の改正趣旨とは異なると指摘をされておられます。

さらに総合計画からは、ゴルフ場をメンバー制にすることは都市計画変更の理由にはならない。目標が必要であるとも指摘をされております。さらに平成18年12月22日、府公園課、府総合計画課の協議では、岬町は駅前区域は都市公園と都市計画公園区域から外すと言っているわけです。ゴルフ場は都市公園のみを外し、都市計画は残す。その際にも府総合計画課からは町全体の緑の配置計画などを見直し、駅前整備については見直しが必要があると言っているんです。

さらに今町長が言った上位計画との位置づけをどうするのかと。まず岬町の総合計画を見直さないとさらに実施計画とか、基本計画とかいうものはできませんよということを、この時点で、平成18年12月22日にこのように公園課からも指摘を受けている。さらに公園課からはゴルフ場については、今さら公園があるのに公園だけ外して都市計画だけ残すのは理屈が立たないとも指摘されている。そして同じ日なんです、岬町が大阪府に対して都市計画の見直しのスケジュールとして先ほど申し上げた平成20年度中の四半期で駅前部分の都市計画変更する案を説明している。その後の協議においても府公園課及び府総合計画課からの理由が、焼きつけ的なものであると再三指摘をされている。この見直しについては岬町議会としても、みさき公園駅前開発を行うことが岬町のまちづくりにとって、岬町の財源確保につながるのと説明がなされたことにより、議員の賛同を得て可決されたものではありませんかと私も認識をいたしております。

これらの協議内容を考えると、大阪ゴルフの見直しのみにとらわれて、私は見切り発車したとしか考えられませんが、町長は本当に住民のことを考えて見直しを進めたのか、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 確かに都市公園法の16条の果たして3項が出たところの趣旨と、今回の行ったところ、法的な趣旨とは違うと、これはあくまでも、逆に言ったら新しく算法させた部分と逆の発想でいってしまったということは我々も認識しております。と言いますが、いわゆる借地公園としての部分の地権者が返してくれと言った部分は認めますよと。そのかわり、もともとの法の趣旨は借地公園でもいいからどんどん都市公園をつかっていきなさいという趣旨で、16条の3項が新たにできたわけです。ただ、それを逆に条文化してしまったら、逆な発想で借地を地権者から返してくれと言われたら返さざるを得ないという形になってしまったという部分では、今議員ご指摘のように、都市公園法の16条の3項が法の趣旨と違った解釈をされたという部分では、そうかという認識を私も持っております。ただ、あくまでも明文化された法律の中で、粛々と進める中では我々はその手続で間違いはないという認識をいたしております。

その中で、府の協議の中で再三指摘しているではないかというご指摘でございますが、確かに我々がいろいろ府と交渉する中でいろんなご指摘もいただきます。確かにそれを我々の思いとして覆していく、あるいは十分説明をしてご理解をいただくという行為を我々はずっとやり続けることが必要でございますので、最終まで我々の上位計画の部分がネックになって、協議が整わなかったというところには、その時点で判断をいたしてなかったというところでございますので、あくまでも我々としては新しい岬町のランドデザインをつくるためには、すべての網を外して、駅前の地区につきましても、約10ヘクタールの分につきましても開発していく、そこには新たな庁舎の移転等も視野に入れたことも当時は考えていたというのは事実でございますし、そういったランドデザインを考える中での協議の内容だという形でご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 肝心なことに答えていただけてないんですが、私は今入手した内容を読んで、これは事実ですかと確認をしているわけです。すべて指摘されたことは事実だというふうに理解したらいいわけですね。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 今議員がお示しの議事録等については、私その場には同席しておりませんので、事実かどうかという確認は私はできません。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 では、このときに出席された方の名前を言いますので、その方が答弁してもらっ

ても結構です。そのときに岬町は当時の古田理事、事業部の藏ヶ崎理事、それから事業部地域振興課の、今担当かわっていると思いますが梶本課長、さらには第二阪和等プロジェクトの西課長がこの内容の協議にずっと入ってるかと思うんですが、今私が申し上げたものについては間違いであるかどうか確認をしたいと思います。

谷本 貢議長 西課長。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 田代議員のご質問の内容でございますが、議事経過等についてはおおむね合っております。ただ、12月22日の大阪府公園課、総合計画課の打ち合わせの場におきましては、大阪府の方から都市公園の区域変更についてはやむを得ない、最終の判断については公園管理者の判断であるという答えをいただいております。

また、20年度中に見直しを行うという説明の中で、私どもの方も都市計画の見直しを進める協議の中で、大阪府の方には町のスケジュールも示しながらご説明、協議をしまいたところでございます。

町といたしましては、現在の総合計画の中でも何とか都市計画の見直しが行うことができないかと考えていたところでございますが、先ほど町長の答弁の中にありますように、上位計画との整合性を指摘された中で、今般見直しの作業については難しいということで、総合計画の見直しを進めるべく現在作業をしているところでございます。

以上です。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 12月22日の中身で今後の方針というところでは、都市公園法の逐条解説の中には、都市公園計画決定された公園の全部または一部を廃止する場合、都市計画も廃止または変更することが必要であるということ、担当の方から逐条解説を説明されたと思うんです。これは総合計画課が検討中やということになっていると思うんですけれども、私が何を言わんとするかというのは、これが岬町の議会に対して、大阪ゴルフを外すことによって駅前開発をやってこれからの土地利用を図って、税収さらには雇用、そして町の活性化ということをねらっているんで、これは申し分のない考え方だと私は思うんですが、ただ平成19年3月の議会で条例改正する以前から大阪府は難色を示しているわけです。いろいろと説明の中で問題点を提示されております。

そしてその最後、平成19年の4月11日、相手は公園課でやっておりますけれども、このときの意見交換が公園課としては、これを努力しますけれども、都市公園の一部区域廃止（ゴルフ場、駅前について単に南海の思いだけでは廃止の理由が立たない、将来的に駅前の区域を都市計

画の変更により廃止することとなれば上位計画との整合性や、駅前の土地利用のイメージなどを整理した上で行う必要がある)と。これは議会が議決した後に言っているんです。協議しているんですよ。さらに総合計画課は借地契約の廃止、ゴルフ場、駅前については期間を都市計画変更の時期と合わせて議論することはできないのかと。総合計画を見直すときと一緒に議論はできないのかと言っているわけです。またここで大事なことは協議会における都市公園条例の改正について、どのような説明をしたのかと。どのような説明をして議会の了解を得たかと聞いているわけでしょう。現時点では都市公園の区域廃止が先行しており、都市計画公園の廃止が後追いのようになってしまうのではと。だから私先ほど言ったでしょう。後追いになっているのと違うかと。これがこのときの4月11日。さらに総合計画課は駅前区域の都市公園の廃止については、都市計画変更と合わせてでないと説明が付きにくいのではないかと、駅前の都市公園のみの廃止の理屈については何を担保に説明するのかと、このようにも言っています。

さらに公園課と総合計画の最後の部分ですけれども、駅前部分については今後の上位計画の変更等を勘案した上で慎重に判断していくべきであり、現時点で公園区域の廃止を前提にするものではないと4月11日ははっきりと大阪府は言っているんです。にもかかわらず町長、昨年12月に辻下正純議員の方から駅前の都市計画一体どうなっているのかと。むしろ南海どうなっているんやと指摘を受けたときに、実は総合計画を見直さないといけないと。それをやらないと駅前の都市計画が変更できませんと。計画立てられませんという説明をしていますね。これは見直す以前から大阪府は難色に難色を示して、最終的には岬町が見切り発車をしたんでしょう。この点は、町長、ちゃんとした理由あるんでしょう。これが間違いだと言うなら府に間違いだと言ってください。

そのことについて町長に再度お尋ねします。それからもう1点、先ほど私は事業民生委員会の3月12日の確認しました、間違いありませんと町長言ったでしょう。このときは大阪府の了解を得ています。議会にこんなでたらめを言っている。了解は得てないでしょう。こちらでは全然そんな了解してないでしょう。その辺答弁していただきたい。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 お答えします。そもそも田代議員の大きな認識の誤り、ここは19年3月の我々の岬町の都市公園条例の改正、ここに我々理事者側が議員の皆様方に間違えた説明をして、その間違えた説明を受けて誤った判断をしたのではないかとこのところでございますが、条例改正につきましては、あくまでも上位法である都市公園法の改正を受けて町の手続きをしているだけであって、本来19年3月の当時の事業民生委員会の付託事項の部分とその後協議会で説明する、関

連だから一緒にしろという形でごちゃごちゃになって皆さんおかしくなっているんですけども、あくまでも条例改正につきましては、今言うように上位法である都市公園法の改正を受けての町の改正を行ったものでございますから、岬町の都市公園条例の施行というのは平成19年4月1日であって、みさき公園の区域の見直しは平成19年7月1日の公園区域の見直しの告示行為によって行われているところでございますので、決して、我々理事者側が19年3月の委員会で皆様方に誤った説明をして、誤った判断をさせてしまったということにはならないと私は認識しております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 では町長、事業民生委員会の議事録は間違っているということですか。委員会記録は、ここにちゃんと先ほど確認とりましてもう一度言いたいでしょうか。大阪府の関係機関である公園課、総合計画課とは事前に相談を始めておりますが、おおむね町の考え方については、理解をさせていただいていると。町の公園行政の考え方、駅前開発の考え方を整理し、見直し、協議を進めるとなっています。議会の当時の委員はおおむねこれで大阪府との協議は理解してもらっているんやなととったんと違いますか。条例はまた別です。16条間違ってますよ。条例改正はまた違う条例改正であって、これは大阪ゴルフを見直すための協議会の資料であって、これは間違いないかと私は聞いたんであって、町長が言いわけして議会をだましたわけでも何でもありません。しかしこの説明資料は間違ってたかったら大阪府の協議内容とは違うでしょと僕は言っているんです。これは認めないんですか。違うでしょう。

西課長、これは間違っていますか。

谷本 貢議長 西課長。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 1点、2月13日の大阪府公園課、総合計画課の打ち合わせでございますが、公園課それから総合計画課とは町の今後の都市公園の見直しの考え方の説明協議をしてまいりました。その中で総合計画課からは具体的な協議に入る際には、協議文書で今後協議していこうということで、今後の進め方について確認をしたところでございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 2月13日については、まず最後に公園廃止事務手続に際しては上位計画の見直しについて明文化されたものを提示しろと言っているんです。上位計画といたら総合計画でしょう、この前も説明があつて22年度です。上位計画の見直しについて明文化したものを示さないと言ったと今後の方針で言ってますでしょう。さらに公園廃止、都市計画の変更の妥当性を示すよう

な町の考え方をまとめると。以上を踏まえて町は府公園課、都市計画課と協議を行う早急に資料作成等の作業をしるというのは2月なんです。私が言っているのは4月の段階で全く難色を示しているんですよ。これで協議は済みましたと議会によく説明ができたなと思っています。議員さんというのは行政の資料をもとに慎重審議するわけです。そこでこの件について今説明した分間違いですか、西課長。最後のまとめはこのようになっていますよ。

谷本 貢議長 西課長。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 先ほども答弁させていただきましたが、2月13日の時点で府総合計画課、府公園課とは今後都市公園の見直しについて協議に入っていこうと。具体的な協議内容については今後文書で確認していきましょうという確認をしております。ただそれまでの協議の中で私どもの方から都市公園の見直しの経過並びに現状等を説明し、上位計画を示しながら協議をしてきた事実はございます。それについては一定、大阪府公園課、総合計画課から趣旨の課題が提示された経過もございりますが、最終的には先ほども説明させていただきましたが、都市公園区域の変更についてはやむを得ないと。最終的には公園管理者の判断であるという結論をいただいております。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 そのぐらいで、余り責めるとぐあい悪いと思うので私はあえて言いませんけれども、主なスケジュールで大阪府に出してますよね。これは20年の四半期には都市計画変更駅前部分となっております。昨年ですよ。こういった協議内容を改めて見ると、全く私は見切り発車をしているなとしか思えないんです。このことを強く指摘をしておきます。

次に移ります。都市公園区域の問題に当たって窓口や地域振興課の対応では非常に無理があるので、町長の指示で第二阪和等プロジェクト推進課に職務を任せたとということで、町長は説明なさっておりますけれども、そのときの総括責任者はどなただったんですか。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 総括責任者といいますと。

田代 堯議員 総括でなかってもいいです。この主になる担当の方は。

石田町長 主になるのは第二阪和等プロジェクトを総括している事業部であるべきだと思っております。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 それはそのように第二阪和等プロジェクト推進課だということで聞いております。

そこで町長にお尋ねします。これは一個人の名誉に係る重大な問題でありますので、あえて町

長に次のことについて確認をさせていただきます。

内容は平成19年9月定例会の一般質問において、私が大坂ゴルフ場の見直しの件について手紙を朗読いたしました。その内容であります。

このことについては、平成20年9月9日に行われました事業委員会で鍛冶議員からも同様の質問をされております。

まず4点確認をいたします。大坂ゴルフの敷地内の個人所有地の土地買い上げをもと平助役と南海電鉄が進めていたと。正式にはもととはなっていませんが、当時の平助役と南海電鉄が進めていた。このことです。2点目、平助役と南海電鉄と密接な関係にあり、和歌山の木村知事の談合事件のような社会問題にならなければいけません。3点目、岬町で逮捕者が何人出るかもしれません。4点目、平助役はひょっとしたら南海電鉄から飲み食いの接待ぐらい受けているかもしれません。

以上の4点について、町長が当時の大坂ゴルフ労働組合の関係の方と町長室で面談され、そのときの会議の内容だと私は思うんですが、事実このような発言をされたかどうか確認をしたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 今4点の中で、すべてがどのような発言で詳細かというのがよくわからないんですけども、何点かはそれに似たような発言をしています。個人所有地の売買についてはもと平助役に全責任をもって担当していただいたという点は言っております。それと一般論といたしまして、こういった行政の中で談合あるいは逮捕者が出るようなことがあってはならないと、和歌山の事例を出したこともございます。それから岬町から逮捕者が出るという部分はちょっとどういった経緯なのかというのはよくわかっておりません。それから飲み食いの点に対しましては、いろんな形での個人的なつながりがあるので、そういった場所はあったという話もいたしております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 町長は平成19年の3月の定例会において副町長の選任に当たってこのように趣旨を述べられております。

岬町副町長の定数を定める条例を制定する件の審議に当たり、町長は副町長選任に当たって岬町は非常に急展開で進まなくてはならない。企業誘致についても2社、3社一度に話を詰めなければなりません。一つの権限を副町長にゆだね、岬町をよりよくするために、素早い対応をするために副町長に町長の事務の一部権限をゆだねたいと答弁されております。

また平成19年9月の定例会で私の質問に対して、大阪ゴルフ場の見直しについては大阪府との関係もあることから、全体的にプロデュースする過去の定義から、あるいはいろんな人脈から今の平副町長が一番適任だという形でお願いをいたしております。このように答弁されております。

先ほど、町長に確認いたしましたら1点だけはどうかと記憶が定かでないという部分があると思うんですが、まず1点目の大阪ゴルフの土地の買い上げというのは従来から窓口は事業部が整理に当たってきたことは私も記憶しております。ただ単にこういう言い方をすると、何かややこしいことをやっているのかと一般の方にとられるかもしれませんが、これは今松永部長の担当であるんですが、いろいろ協議会等で難しい問題があって、それらを整理するのに当たられたのと違うかなというふうに私は推察をするわけですけれども、このような発言をなさっている。

それと平助役と南海電鉄と密接な関係があり、和歌山の木村知事と言ったら何かあるのかなととられても仕方ないのではないかと思います。平助役はひょっとしたら南海電鉄から飲み食いの接待ぐらいは受けているかもわからないと。これを大勢の会議の場であたかも先ほど町長が、副町長を任命するときに当たってはこれだけの信頼をもった方を副町長に腹心に持たれたわけでしょう。議会に対してそれだけ、平副町長大丈夫ですよということを言われたにもかかわらず、片やこちらではこういうことを言っている。私はその辺の町長の真意というのがわかりにくいなと思います。

そういう意味で町長は平副町長の辞任に当たっているいろいろ部長会、また議会でも12月の最終だったと思うんですが、自分なりの考え方を披瀝された。決して一点の曇りもないと、このように言われた記憶があるんですが、一個人の名誉にかかわる問題です。これをただ単にそうだったかなとそんなものではないでしょう。もし、町長が軽々しい発言であるとするなら私はそのことをやはりきちんと、町長の言葉は重いわけですから、きちんと私は説明される方がいいのではないかと思います。

それで先ほど総括責任者はだれかというのは、その当時町長はこういうことで大阪ゴルフ場の件については平助役に持たすと言っているんですから、そのときの重大な任務であったのと違うんかなと。これについて町長の答弁を求めます。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 まず、副町長に町長の職務を任せる場合は、告示行為が要ります。これにつきましては、当時の平副町長と話した結果、そういった行為は要らないということでございますので、正式に法的には私の職務をそのまま当時の副町長がかわりにしているという状況ではないというこ

とをまずご理解賜りたいと思っております。

それと、当時議会の皆さんに満場一致でご推挙いただいた副町長は今でも変わりません。それだけに重要なポストを任せられる人物というのは、なかなか平氏以外にないということで、現在もなかなか副町長をかわりに指名できないというところも、それだけかわる方が現在まだ見つけられないというところで、副町長不在でやっている次第でございますので、その辺もあわせてご理解賜りたいと思っております。

そして南海と当時の副町長との密接な関係というのは、これはお父様が南海の労働組合の委員長をされていたという関係を指しているのもあって、何らそれ以外の差異はないというふうに考えておりますので、これもあわせてご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 今、町長の答弁については納得はできないんですが、1人の方の40年以上役所に奉職されて、その方の名誉という問題があって、私は手紙を朗読したその責任の一端もあって、私はあえて今回町長に答弁を求めたんですが、どうも町長の答弁はあいまいでもっと町長らしく1人の名誉を回復するためにはきちんとした答弁をしてほしかったと思います。

最後に今回南海電鉄より固定資産評価審査決定取消訴訟について出ております。このことについては全員協議会で報告を受けております。しかし私はその内容については全員協議会で受けておりますけれども、都市公園の見直しに当たっては南海さんから要望があって見直しを行った。その経過から見た場合、当初使用料プラス固定資産税といった話し合いはなかったのかどうか、その辺はこの前はなかったということですが、私が持っている資料でいきますと、町の歳入というところでまず使用料プラス交付金ということで、1億2,000万何がしという今まであったものが固定資産税相当になると大体2,000万円程度マイナスが出るだろうということから、その場合は激変緩和措置を設けていくということで南海さんにそういう話を詰めていくと。

それから先ほど町長が言われた総合計画の中の駅前のランドデザインをかく、そういったいろんな費用については南海さんに持っていただくというような内容の資料があるんですが、そのときには町長も同席されているんですけども、なぜ今になって、評価基準ですから評価基準が高い、安いの問題ですけども、その以前にこういう話は十分南海さんと信頼関係、紳士的にこういう話はできてなかったのかどうか、その辺を確認したいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 事前には当時の使用料9,000何万かの金額が前提にあって話が進んでいたと思っ

ております。その中で実際に課税をされるとたまたま19年度から超過課税が施行されたという部分で、この部分がもしかすれば先方さんからすると認識がなかったのかなと。その分については非常に思惑と違って高い課税になったのかなという気もいたしておるんですけども、ただ我々からすれば、一定の基準でもって評価をさせていただいた中での課税でございますので、この分については粛々と作業を進めていくという姿勢に変わりはありません。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 町長の答弁をいただいたんですけども、最終的に大阪ゴルフの見直しについては私は大阪府の会議録、岬町の会議録といったものを見ますと、かなり無理があったと。そのために今回その無理を押し込んだために、あえてまた固定資産の評価委員に対する訴訟問題まで派生して来た。これはもう少し慎重にやはり取り組むべきであって、大阪府がおっしゃっているような、いわば上位計画、総合計画をきちんと22年度でも遅くはなかったはずなんです。大阪ゴルフがメンバー制でなかったらあかんといったって現実にメンバー制なんですから、そういう中でもう少し慎重を期してやるべきだったと、このことを申し上げて私の質問を終わります。

議長、ありがとうございます。

谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

松永事業部長 種々、田代議員からご質問がございましたんですが、田代議員もおっしゃっているようにみさき公園の駅前の開発というのは、岬町にとっては将来を担うぐらい大きな問題でございますので、大阪府といろいろと協議を重ねてまいっても、いろいろな指摘もいただきました。その中で岬町としてとりうる選択を最善の努力をして、大阪府を説得しながら進んできたのが今の現状でございますので、その辺だけはご理解をいただきたいと思います。

谷本 貢議長 1点だけ許可します。田代 堯君。

田代 堯議員 先ほど言った2月14日までは少なくとも議会の議決を得てから後、大阪府は協議を進めてまだ納得いってないんですよ。そのことを僕は申し上げているんです。議会の議決を得るまでに、議会にその案を出すまでにちゃんと整理しておくべきだったということを僕は申し上げているんです。

以上、ありがとうございます。

谷本 貢議長 田代 堯君の質問が終わりました。

谷本 貢議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次の会議は明日3月5日、午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後3時15分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年3月4日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 奥 野 学

議 員 反 保 多 喜 男